

# 第9次大槌町総合計画

## 実施計画

令和2年度-令和4年度  
(2020-2022)



大 槌 町

# 実施計画の概要

## 1. 趣旨

実施計画は、第9次大槌町総合計画の基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」の実現を目指し、基本方針に沿った基本施策の具体的な事務事業を明らかにするとともに、各施策を計画的かつ適切に推進するための指針として策定するものです。

～まちづくりの基本理念～

**「魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌」**

## 2. 期間

実施計画の期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。なお、国や県の制度等の改正など社会情勢の外部環境の変化に対応するため、計画の修正や補完するローリング方式で1年ごとに更新します。

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
基本構想	10年間									
基本計画	5年間					5年間				
実施計画	3年間単位で 1年ごとのローリング									

## 3. 対象事業

実施計画の対象事業は、基本計画の基本方針の達成に向けて実施する事務事業で、財政の効率的、効果的な活用の観点から妥当性、効率性、有効性、緊急性などを精査し、主に町が主体となって推進する事業及び国、県、民間とともに進める事業を対象に掲載しております。また、事業費の伴わないソフト事業や経常的な経費であっても基本構想及び基本計画の目標達成に資する取り組みもできる限り掲載しております。

#### 4. 施策体系

基本理念	基本方針（章）	基本施策（節）
魅力ある人を育て 新しい価値を創造し続けるまち大槌	<b>基本方針 1</b> 産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり	1. おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現 2. 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進 3. おおつちらしい観光物産戦略の展開
	<b>基本方針 2</b> 健康でぬくもりのあるまちづくり	1. 地域福祉の推進 2. 子育て環境の充実 3. 健康づくりの推進 4. 高齢者支援の推進 5. 障がい福祉の推進 6. 医療の充実
	<b>基本方針 3</b> 学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり	1. 生涯を通じてつながる学びの推進 2. 地域へと広がる魅力的な学びの場づくり 3. 町民の学習活動の推進 4. 学ぶ環境の整備 5. 震災伝承による防災文化の醸成
	<b>基本方針 4</b> 安全性と快適性を高めるまちづくり	1. 災害に強いまちづくりの推進 2. 良質な自然環境の保全と環境衛生の向上 3. 快適な住環境の実現 4. 利便性の高い交通ネットワークの整備
	<b>基本方針 5</b> 将来を見据えた持続可能なまちづくり	1. 協働による地域・まちづくりの推進 2. 健全な財政運営の推進 3. 成果を重視した行政運営の構築
	<b>基本方針 6</b> 未来につなげる着実な復興まちづくり	1. 事業者の本設再建と産業の再生 2. 支え合い誰もが暮らし続ける地域社会づくり 3. 未来の大槌人の育成/文化の再生と知の継承 4. 魅力ある持続可能なまちづくり・地域資源としての風景の再生

# 1 主要事業一覧

実施計画に掲載する主要事業の一覧を示します。

## 第1章 産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

事業名称	ページ
1 いわて型野菜トップモデル産地創造事業	6
2 畜産振興支援事業	7
3 農業労力確保支援事業	8
4 農産物等生産振興事業	9
5 大槌町地域産業イノベーション事業	10
6 主要林道維持管理事業	11
7 磯焼け対策事業	12
8 おおちゃん融資制度事業	13
9 UIターン就業支援事業	14
10 大槌ジビエソーシャルプロジェクト	15
11 インバウンド事業	16

## 第2章 健康でぬくもりのあるまちづくり

事業名称	ページ
1 大槌町社会福祉協議会補助事業	17
2 保育士等確保支援事業	18
3 母子保健事業	19
4 健康教育・健康相談事業	20
5 介護施設等整備事業	21
6 成年後見センター委託事業	22
7 救急医療宅策事業	23

### 第3章 学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり

事業名称	ページ
1 大槌型一貫教育推進事業	24
2 大槌高校魅力化推進事業	25
3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会運営事業	26
4 通学路安全確保事業	27
5 大槌町文化交流センター維持管理事業	28

### 第4章 安全性と快適性を高めるまちづくり

事業名称	ページ
1 防災・減災対策事業	29
2 消防団強化事業	30
3 マテリアルリサイクル推進施設整備事業	31
4 斎場整備事業	32
5 水道施設耐震化事業	33
6 公共下水道事業	34
7 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）ほか	35

### 第5章 将来を見据えた持続可能なまちづくり

事業名称	ページ
1 コミュニティ形成支援事業	36
2 協働地域づくり推進事業	37
3 定住促進事業住宅取得補助金	38
4 空き家リフォーム支援補助金	39
5 空き家片付け支援補助金	40
6 民間賃貸住宅家賃支援補助金	41
7 ふるさと納税特産品贈呈事業	42
8 国土調査事業	43

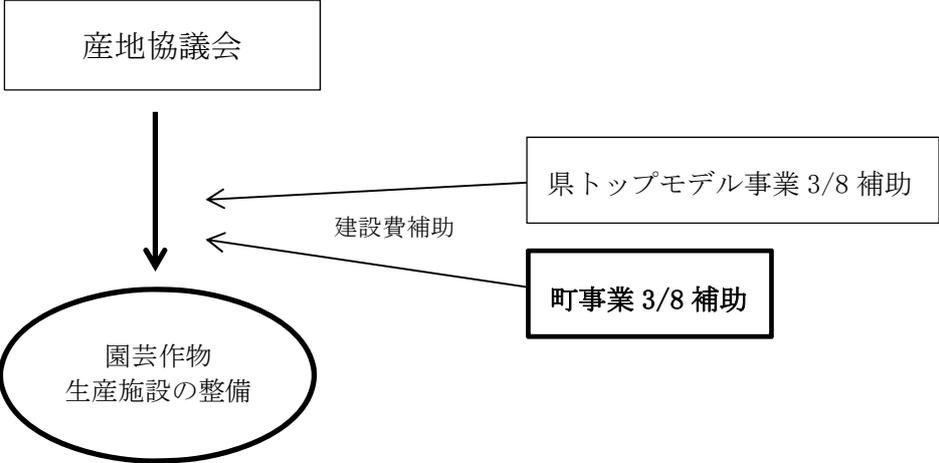
### 第6章 未来につなげる着実な復興まちづくり

事業名称	ページ
1 大槌町被災者独自支援事業	44

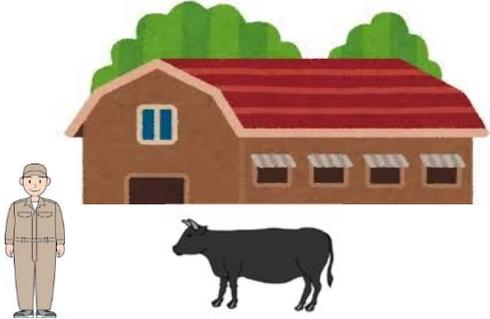
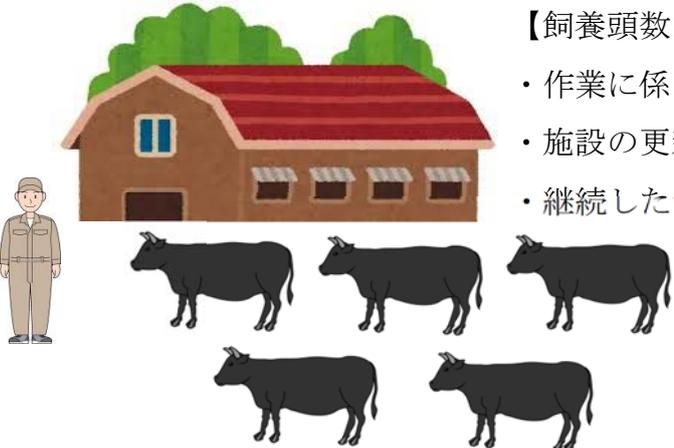
2	郷土財活用湧水エリア整備事業	45
3	運動施設整備事業	46
4	安渡地区津波復興拠点整備事業	47
5	赤浜地区漁業集落防災機能強化事業	48

(1) 第1章 産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	いわて型野菜トップモデル産地創造事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第1節	活力ある農林水産業の実現
	取組①	生産性の向上及び安定収量の確保
区分	継続	
概要	<p>意欲と能力の高い経営体と連携し、水田等において高収益な野菜の作付けを拡大させるなど、野菜の生産構造を転換するため、モデル経営体を核とした新たな野菜産地の創造を図り、農家所得の確保・拡大につなげます。</p> <p>新しい園芸産地づくり支援事業によってその資材費が対象となる生産施設整備に対し、建設費の3/8を補助します。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>【期間】令和元年度～令和2年度</p>  <p>※令和2年度中 上京地区にピーマン生産用ハウスを追加で10棟整備完了予定</p>	

## 第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	畜産振興支援事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第1節	活力ある農林水産業の実現
	取組①	生産性の向上及び安定収量の確保
区分	新規	
概要	<p>畜産農家の高齢化など農家当たりの飼養頭数が減少しております。 町内の畜産農家が、新たに牛の導入等を行う経費の一部を補助することで、畜産農家の経営規模拡大を推進します。</p> <p>(1) 肉用牛または、乳用牛を導入した場合 (2) 肉用牛または、乳用牛を自家保留した場合</p> <p>【補助金額】1頭当たり50,000円</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: left;"> <p>【飼養頭数が少ない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に係る人件費が捻出できない</li> <li>・施設の更新が難しい</li> <li>・継続した営農が計画しにくい</li> </ul> </div> </div> <hr style="border: 0.5px solid blue; margin: 10px 0;"/> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: left;"> <p>【飼養頭数が多い場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に係る人件費が捻出しやすい</li> <li>・施設の更新を検討できる</li> <li>・継続した営農計画が立てやすい</li> </ul> </div> </div>	

## 第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	農業労力確保支援事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第1節	活力ある農林水産業の実現
	取組③	第一次産業の担い手の確保・育成
区分	新規	
概要	<p>農業経営体における雇用労働力の導入を補助し、経営規模の拡大を目指す取組みを支援することで、担い手の経営規模拡大につなげます。花巻農業協同組合による無料職業紹介所（アグリワーク）の利用促進を図り、農業経営体による労働力の確保を支援します。</p> <p>具体的には、町内の農業経営体が雇用労働力を導入、増加させた際に新たに必要な賃金労務費の1/2を雇用開始から2年間に限り補助します。</p> <p>（最大30万円、ただし、アグリワークを活用した場合最大35万円）</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <pre> graph TD     A[農業経営体] --&gt; B(雇用労働力の導入・増加)     C[町：賃金の1/2を2年間補助] --&gt; A     </pre>	

第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	農産物等生産振興事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第1節	おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現
	取組①	生産性の向上及び安定収量の確保
区分	継続	
概要	<p>農業者の生産活動及び農業の普及活動の推進を図ることを目的として、農業者や農業者団体等が所得確保のため行う農産物の生産に要する経費に対し、補助金を交付します。</p>	
事業 イメージ	<pre> graph TD     A[大 槌 町] --&gt; B[生産支援 ・補助金交付 ・ニーズ調査 ・支援メニューの改正]     B --&gt; C[農業者等 農産物の生産に要する経費 ・種苗購入 ・生産資材等購入 ・耕作放棄地等解消 ・災害復旧対応]     C --&gt; D[農業者の生産活動及び農業の普及活動の推進]     D --&gt; E[生産性向上・安定収量の確保]     </pre>	

## 第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	大槌町地域産業イノベーション事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第1節	おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現
	取組②	生産から、流通・販売までの一貫したスキーム強化
区分	継続	
概要	<p>新産業の創出のため、農林水産業生産物の養殖栽培実証を行い、新規種目や生産量の拡大を図るとともに、これら生産物を基に加工品の開発を促進し、1次生産から3次加工までの一体的な産業の活性化を進めていきます。</p> <p>[施設の機能]</p> <p>A棟 安渡地区研究棟：食品加工、就業研修、貸店舗室等</p> <p>B棟 赤浜地区実証棟：海水を活用した養殖栽培実証</p> <p>C棟 桃畑地区実証棟：淡水を活用した養殖栽培実証</p>	
事業 イメージ	<p>名称：おおつち地場産業活性化センター</p> <p>町内事業者 1次産業（農林水産業生産者） 2次産業（食品加工業者） 3次産業（販売事業者）</p> <p>町外事業者 大槌の産業活性化政策と連携できる事業者</p> <p>情報共有+連携</p> <p><b>安渡地区研究棟（A棟）</b> ・地域独自の商品開発や高付加価値化 ・1次産業従事者の研修等</p> <p><b>赤浜実証棟（B棟）</b> ・海水を主に利用した実証、調査（魚類等の養殖実証、種苗生産実証、生態系等調査） <u>令和2年度整備（予定）</u></p> <p><b>桃畑実証棟（C棟）</b> ・淡水を利用した実証、試験（魚類の養殖実証、種苗生産実証、実証飼育、農作物の試験栽培） <u>令和2年度改修（予定）</u></p> <p>※地域資源を活用と産業連携を進め、地域産業活性化を進める。</p>	

## 第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	主要林道維持管理事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第1節	活力ある農林水産業の実現
	取組④	森林、農地、漁場などの環境整備
区分	継続	
概要	<p>林道は、主に森林整備を目的として使用される路網であり、通常、簡易的に施工されていることから、土砂崩れや路面洗堀が発生しやすく、避難路としての利用を想定して整備されていません。しかし、避難時に緊急道路として利用される場合も多く、日常的な維持・管理が必要な路線もあります。</p> <p>このことから、町が管理する林道のうち主要な路線において、その構造を保全し、交通等の危険を防止するため、道路パトロール、維持補修、除草及び支障物撤去などといった日常的な維持管理に必要な業務を委託により実施します。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p>  <p>大雨台風被害などで土砂が流出した林道</p>	

## 第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	磯焼け対策事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第1節	おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現
	取組④	森林、農地、漁場などの環境整備
区分	継続	
概要	<p>管内の湾では磯焼け被害が広がっており、その対策として磯根資源量の維持・拡大を念頭とし、漁場の環境整備を図る必要があることから、調査・分析・対策を現場で行うことで、当町の現状に即した漁業環境の整備を進め、実施計画上の目的である「環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場の維持管理を適正にし、生産者の生活の安定及び地域経済の発展に寄与し、あわせて豊かな地域の振興に資する。」を達成する取り組みを行います。</p>	
事業 イメージ	<div style="text-align: center;"> <h3 style="background-color: #d1c4e9; padding: 5px; border: 1px solid black;">磯焼けは負のスパイラル</h3> </div>	

## 第2節 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進

事業名称	おおちゃん融資制度事業															
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり														
	第2節	働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進														
	取組①	商工業の経営基盤強化														
区分	継続															
概要	<p>事業者の経営安定化を図るため、取扱金融機関から受けた融資に対し、町が利子の一部又は全額、信用保証料の全額を補助します。</p> <p>事業者の再建が進むにつれ、補助申請件数も伸びており、継続的な実施が求められているので、引き続き補助事業を実施します。</p>															
事業 イメージ	<p>《対象者》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内に住所を有する個人または本店を有する法人。ただし、創業資金の場合は、県内に住所を有する個人または本店を有する法人。</li> <li>2 町内に事業所若しくは店舗又は工場を有し、1年以上同一事業を営んでいる者。ただし、創業資金については、申請時においてこれから事業を開業しようとする者であって、かつ、その事業を遂行できる見通しがあると認められる者</li> <li>3 納期の到来した町税を完納している者</li> <li>4 岩手県信用保証協会の保証実施要綱で規定する補償対象業種を営む者</li> <li>5 取扱金融機関から融資を受けた者</li> <li>6 中小企業者</li> </ol> <p>《補給対象の融資制度》</p> <p>○県制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資名</th> <th>町の補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県小口事業資金（普通小口資金）</td> <td>支払利子の1.0%分、保証料全額補助</td> </tr> <tr> <td>岩手県小口事業資金（小規模小口資金）</td> <td>支払利子の1.5%分、保証料全額補助</td> </tr> <tr> <td>いわて起業家育成資金（創業資金）</td> <td>支払利子及び保証料の全額補助</td> </tr> <tr> <td>岩手県商工観光振興資金</td> <td>支払利子の1.0%分、保証料全額補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>○町制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資名</th> <th>町の補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復興おおちゃん融資制度</td> <td>支払利子及び保証料の全額補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>《申込先》</p> <p>岩手銀行大槌支店・北日本銀行大槌支店・東北銀行釜石支店・宮古信用金庫大渡支店</p>		融資名	町の補助率	岩手県小口事業資金（普通小口資金）	支払利子の1.0%分、保証料全額補助	岩手県小口事業資金（小規模小口資金）	支払利子の1.5%分、保証料全額補助	いわて起業家育成資金（創業資金）	支払利子及び保証料の全額補助	岩手県商工観光振興資金	支払利子の1.0%分、保証料全額補助	融資名	町の補助率	復興おおちゃん融資制度	支払利子及び保証料の全額補助
融資名	町の補助率															
岩手県小口事業資金（普通小口資金）	支払利子の1.0%分、保証料全額補助															
岩手県小口事業資金（小規模小口資金）	支払利子の1.5%分、保証料全額補助															
いわて起業家育成資金（創業資金）	支払利子及び保証料の全額補助															
岩手県商工観光振興資金	支払利子の1.0%分、保証料全額補助															
融資名	町の補助率															
復興おおちゃん融資制度	支払利子及び保証料の全額補助															

## 第2節 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進

事業名称	U I ターン就業支援事業																		
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり																	
	第2節	働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進																	
	取組②	働き手の確保に向けた雇用対策の推進																	
区分	継続																		
概要	町内への居住を促し就業機会を確保するため、一定期間以上、町内へ居住し、就業（起業を含む）したUターン又はIターン者に対し、5～25万円を助成します。																		
事業 イメージ	<p><b>【交付対象】</b></p> <p>(1) 町外在住者で平成27年4月1日以降に転入し、6か月以上町内に居住しているUターン者又はIターン者であること</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者であること</p> <p>ア 6か月以上同一事業所等に就業中で、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者となっている者</p> <p>イ 町内で新たに起業し、事業主又は役員として開業から6か月以上経過している者</p> <p>ウ 6か月以上農林漁業に就業中の者</p> <p>(3) 配偶者等の家族を伴い転入した場合は、上記(1)及び(2)の要件を満たす世帯主（本人）であること</p> <p>(4) 初回申請時において50歳未満の者であること</p> <p>(5) 申請者が国及び地方公共団体の職員以外の者であること</p> <p>(6) 2回目以降の申請にあつては、初回交付後、町内に継続して居住し、かつ同一事業所等又は農林漁業に就業中の者であること</p> <p><b>【交付回数及び交付額】</b></p> <p>交付は各年度に1回（上限3回）とし、交付額は下表のとおり。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>町内就業</th> <th>町外就業</th> <th>誘致企業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>世帯主及び成年者又は子供</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>世帯主及び成年者かつ子供</td> <td>20万円</td> <td>15万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		町内就業	町外就業	誘致企業等	単身世帯	10万円	5万円	15万円	世帯主及び成年者又は子供	15万円	10万円	20万円	世帯主及び成年者かつ子供	20万円	15万円	25万円		
	町内就業	町外就業	誘致企業等																
単身世帯	10万円	5万円	15万円																
世帯主及び成年者又は子供	15万円	10万円	20万円																
世帯主及び成年者かつ子供	20万円	15万円	25万円																

### 第3節 おおつちらしい観光物産戦略の展開

事業名称	大槌ジビエソーシャルプロジェクト
計画位置付け	第1章 産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第3節 おおつちらしい観光物産戦略の展開
取組①	海と山の幸に大槌ならではの特色を活かした「食」のブランディング
区分	新規
概要	<p>ニホンジカの有効活用を目的とするジビエ事業を、持続的に行うための「捕獲」・「加工」・「販売」・「学び・体験」・「ハンター育成」というジビエサイクルと、町のジビエ事業及び全国のジビエ事業の好循環化に資するためのオンラインプラットフォームを構築します。これらの事業基盤を活用したPR事業を大槌内外で展開することで、観光客誘致に加え、新たな地域産業の創出や農林業被害などの地域課題の解決に資する取り組みを行います。</p>
事業イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>【令和2年度～令和4年度】</p>

### 第3節 おおつちらしい観光物産戦略の展開

事業名称	インバウンド事業	
計画 位置付け	第1章	産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり
	第3節	おおつちらしい観光物産戦略の展開
	取組⑤	来訪者の受入体制整備と「おおつちファン」の拡大
区分	新規	
概要	<p>東日本大震災津波では台湾とサウジアラビアから多くの御支援をいただいたことから、両国に対して感謝を伝え、今後も末永い交流を行なっていくため、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、両国を相手国とする「復興ありがとうホストタウン」に国に申請し承認をいただいたところであり、「復興ありがとうホストタウン」の取組みを契機に外国人旅行者の一層の増加を目指します。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復興ありがとうホストタウン（台湾／サウジアラビア）関連事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本競技大会開会中、現地での観戦やパブリックビューイングなどを開催し、町全体で本競技大会参加選手の応援</li> <li>(2) 大会後は、本競技大会出場選手に訪問してもらい、町の復興した姿をみてもらうとともに、子どもたちとの交流</li> </ol> </li> <li>2 外国人向けPR <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 観光パンフレット作成（繁体字／英語）</li> <li>(2) アニメを活用した町PR動画作成</li> </ol> </li> </ol>	

(2) 第2章 健康でぬくもりのあるまちづくり

第1節 地域福祉の推進

事業名称	大槌町社会福祉協議会補助事業	
計画 位置付け	第2章	健康でぬくもりのあるまちづくり
	第1節	地域福祉の推進
	取組②	地域福祉を支える体制づくり
区分	継続	
概要	<p>大槌町社会福祉協議会は、総合計画及び大槌町地域福祉推進計画に基づき、地域福祉の推進を図るための各種事業を実施します。</p> <p>町では、大槌町社会福祉協議会が行う民生委員や、ボランティアを始めとする活動団体の育成・支援を推進するため、補助金を交付します。</p>	
事業 イメージ	<p>The diagram illustrates the hierarchy and relationship of plans. At the top is the '第9次大槌町総合計画' (9th Otsu City Comprehensive Plan). Below it is the '【地域福祉推進計画】' (Local Welfare Promotion Plan). This plan branches into two vertical boxes: '大槌町地域福祉計画 (大槌町)' (Otsu City Local Welfare Plan) and '大槌町地域福祉活動計画 (大槌町社会福祉協議会)' (Otsu City Local Welfare Activity Plan). A double-headed arrow connects these two boxes, indicating a reciprocal relationship. A line connects the top of the 'Local Welfare Promotion Plan' box to the '9th Otsu City Comprehensive Plan' box.</p>	

## 第2節 子育て環境の充実

事業名称	保育士等確保支援事業	
計画 位置付け	第2章	健康でぬくもりのあるまちづくり
	第2節	子育て環境の充実
	取組①	子育て環境の充実
区分	継続	
概要	<p>保育士等の確保を支援し保育環境の充実を図るため、民間保育所等が保育士等の確保に資する事業等を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付します。</p>	
事業 イメージ	<p><b>【期間】</b> 平成30年度～令和2年度</p> <p>1. 保育士等給与加算            保育士等に対し、雇用するに至った日の属する月から36月の間に支給する給与について、当該民間保育所等の給与規程等に定める給与月額に、同規程等に定める雇用するに至った日の属する月の翌月から起算して36月を経過する月の給与月額との差額を上限として加算して支給する場合に要する経費（1人当たり月額23,000円を上限）</p> <p>2. 保育士等引越費用助成事業            新たに雇用するに至った保育士等に対し、当該民間保育所等への雇用に伴う他市町村からの転入に係る引越費用について、その実費を上限として助成する場合に要する経費（1人当たり100,000円を上限）</p> <p>3. 保育士等宿舍借り上げ事業            常勤の保育士等のうち雇用するに至った日から起算して5年以内の者に係る宿舍を借上げる場合に要する賃借料、共益費、礼金及び更新料（補助対象経費の実支出額（1人当たり月額82,000円を上限）の3/4）</p>	

## 第2節 子育て環境の充実

事業名称	母子保健事業
計画 位置付け	第2章 健康でぬくもりのあるまちづくり
	第2節 子育て環境の充実
	取組② 安心して出産・子育てができるための支援の充実
区分	継続
概要	<p>妊産婦及び乳児を対象として医療機関における健康診査費用の助成を行い安全な出産と母子の健康確保に努め、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認し、妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし無事出産を迎えることと、乳児の病気の予防、早期発見及び健康保持と増進を進めます。</p> <p>幼児期（1歳6か月児、3歳児）に健康診査を実施することにより、定期的な身体測定、医師の診察や保健指導を実施することで、幼児の健康確保と異常の早期発見に努めます。</p>
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦一般健康診査 <ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦へ病院を受診する際に必要な受診票及び子宮頸がん検診を県内医療機関と委託契約を実施し妊婦の健康保持及び増進に努めます。</li> <li>内容：妊娠中の産科での受診券14枚及び子宮頸がん受診券1枚発行</li> </ul> </li> <li>・乳児一般健康診査 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児が病院を受診する際に必要な受診票の発行と県内医療機関と委託契約を実施し妊婦の健康保持及び増進に努めます。</li> <li>内容：乳児の小児科での受診券3枚発行</li> </ul> </li> <li>・1歳6か月児健診 <ul style="list-style-type: none"> <li>1歳6か月から満2歳未満の幼児に対し健康診査を年6回開催</li> <li>内容：身体計測、歯科検診、フッ素塗布、内科健診、個別相談、精密検査対象児への受診券発行</li> </ul> </li> <li>・3歳児健診 <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳5か月から満4歳未満の幼児に対し健康診査を年6回開催</li> <li>内容：身体計測、歯科検診、フッ素塗布、内科健診、個別相談、目と耳に関するアンケート、精密検査対象児への受診券発行</li> </ul> </li> </ul>

### 第3節 健康づくりの推進

事業名称	健康教育・健康相談事業
計画 位置付け	第2章 健康でぬくもりのあるまちづくり
	第3節 健康づくりの推進
	取組① 健康寿命の延伸
区分	継続
概要	<p>生活習慣病の予防及び健康の保持増進を図るため、40歳以上の町民に保健師・管理栄養士等が健康講話や調理実習を含めた栄養指導等を行い、生活習慣の改善を促します。</p> <p>健診結果により医療機関への受診が必要な方に対し、健診結果説明会及び電話、手紙による受診勧奨を実施します。</p>
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>【期間】 平成26年度～令和5年度</p> <p>【実施内容】 町内各地区集会施設等において、保健師及び管理栄養士による健康講話や調理実習など、個別相談や指導、運動指導等を実施します。</p>

## 第4節 高齢者支援の推進

事業名称	介護施設等整備事業																		
計画 位置付け	第2章	健康でぬくもりのあるまちづくり																	
	第4節	高齢者支援の推進																	
	取組②	地域で安心して暮らし続けるための環境の充実																	
区分	継続																		
概要	<p>小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス提供施設を整備する者に対し、その費用の一部を補助することにより、高齢者のニーズに応じた介護サービス提供基盤の確保及び充実に努めます。</p> <p>■整備方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備施設</th> <th>整備数 (定員数)</th> <th>公募年度</th> <th>整備予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>1 (29)</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>1 (18)</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td> <td>1 (18)</td> <td colspan="2">※ 随時</td> </tr> </tbody> </table>			整備施設	整備数 (定員数)	公募年度	整備予定年度	小規模多機能型居宅介護	1 (29)	平成30年度	令和元年度	認知症対応型共同生活介護	1 (18)	令和元年度	令和2年度	地域密着型通所介護	1 (18)	※ 随時	
整備施設	整備数 (定員数)	公募年度	整備予定年度																
小規模多機能型居宅介護	1 (29)	平成30年度	令和元年度																
認知症対応型共同生活介護	1 (18)	令和元年度	令和2年度																
地域密着型通所介護	1 (18)	※ 随時																	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>■地域密着型サービスのイメージ</p> <p>1 大槌町の住民が利用 ・指定権限は町 ・基本的にその町の住民のみがサービス利用可能</p> <p>2 地域単位で適正なサービス基盤整備 ・必要整備量を町が決定 ・ニーズに応じた整備を促進</p> <p>3 地域の実情に応じた 指定基準、介護報酬の設定</p> <p>4 公平・公正透明な仕組み 指定、基準、報酬設定等に地域住民、保健・医療、福祉関係者等が関与</p> <p>大槌町 → 被保険者 (保険給付) 被保険者 → サービス事業所 (利用) 大槌町 → サービス事業所 (指定、指導・監督)</p>																		

## 第5節 障がい福祉の推進

事業名称	成年後見センター委託事業	
計画 位置付け	第2章	健康でぬくもりのあるまちづくり
	第5節	障がい福祉の推進
	取組①	障がい者（児）の生活支援の充実
区分	継続	
概要	<p>成年後見制度は、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の権利を法的に保護し、支援する制度です。</p> <p>釜石市・遠野市・大槌町地域の高齢化率の高まりに伴い、認知症高齢者の増加や単身高齢者の増加が見込まれるほか、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者が増加傾向にあることから判断能力の不十分な方々の財産や権利を守るため、釜石・遠野地域成年後見センターで各種支援を実施します。</p>	
事業 イメージ	<p>○事業内容</p> <p>①成年後見制度の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度についての相談対応</li> <li>・制度利用（申立て）のお手伝いなど</li> </ul> <p>②市民後見人等の育成及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人の育成及びフォローアップ研修等の実施など</li> </ul> <p>③成年後見人等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見人等への助言・相談支援</li> </ul> <p>④成年後見人制度の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の開催</li> <li>・市民セミナーや研修会の開催など</li> </ul> <p>○相談窓口</p> <p>釜石・大槌地区の相談窓口 釜石市保健福祉センター内2階 遠野地区の相談窓口 遠野市社会福祉協議会内</p>	

## 第6節 医療の充実

業名称	救急医療対策事業
計画 位置付け	第2章 健康でぬくもりのあるまちづくり
	第6節 医療の充実
	取組① 地域医療の充実
区分	継続
概要	<p>住民が安心して医療サービスを受けることができるよう、圏域の医療機関等の連携を強化しながら、地域医療体制の充実に取り組みます。</p> <p>救急医療体制を確保するため、釜石医師会、釜石歯科医師会及び関係医療機関と連携し、初期救急医療の維持に努めるとともに、二次救急医療の実施を支援します。</p>
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>圏域の救急医療体制の充実を図るため、釜石医師会、釜石歯科医師会及び関係医療機関が休日並びに夜間における医療提供体制を確保するもので、釜石市と大槌町はその費用を負担します。</p>

(3) 第3章 学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり

第1節 生涯を通してつながる学びの推進

事業名称	大槌型一貫教育推進事業	
計画 位置付け	第3章	学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり
	第1節	生涯を通してつながる学びの推進
	取組①	幼保小中高と地域の一貫した教育の推進
区分	継続	
概要	町内の小中義務教育学校が高等学校及び幼稚園・保育園・認定こども園と繋がり、またそれぞれが地域と繋がりながら、0～18歳までの一貫した教育を推進します。	
事業 イメージ	<p>【期間】 令和元年度～令和3年度</p> <p>1 各学園で行っているふるさと科（防災教育等）のカリキュラムを高校や幼保と共有し研究します。</p> <p>2 中高の連携事業の推進や、幼保小の「スタートカリキュラム」を検討し実践します。</p> <p>3 ふるさと科アプリ等を活用し、地域や子育て世代にも広く事業の内容を発信します。</p>	
	<p>保育園・幼稚園・認定こども園      小学校・中学校・義務教育学校      高等学校</p> <p>連携・交流      連携・交流</p> <p>一貫した「ふるさと大槌」の特色ある学びの研究・実践・発信</p> <p><b>地 域</b></p> <p>0～18歳の子どもの豊かな育ちと確かな学びの保障</p>	

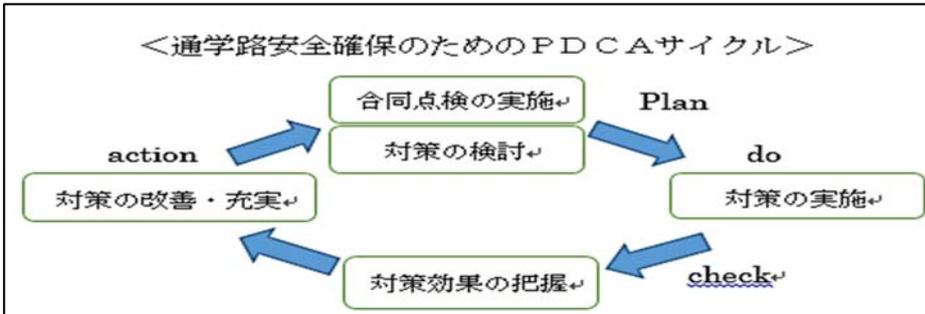
## 第2節 地域へと広がる魅力的な学びの場づくり

事業名称	大槌高校魅力化推進事業	
計画 位置付け	第3章	学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり
	第2節	地域へと広がる魅力的な学びの場づくり
	取組①	地域を舞台とした魅力的な高校教育実現に向けた協働
区分	継続	
概要	魅力的な高校づくりを県立高校と町が協働して行うことで、高校の安定的存続と人材の育成を図ります。	
事業 イメージ	<p><b>【期間】</b> 令和元年度～令和3年度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>魅力化推進員を大槌高校に配置し、大槌ならではの特色を活かした魅力ある新しいカリキュラムをつくります。</li> <li>放課後や休みの日に、自らの学びを深めることができる教育の機会を提供します。</li> <li>中高連携や社会教育との連携など、高校生が学園生や地域とつながる学びを実施します。</li> </ol> <p style="text-align: center;"><b>大槌高校の魅力化</b></p> <p style="text-align: center;">自立・協働・創造の3つの力が身についた18歳が育つ</p> <p><b>学校</b> 新カリキュラムによる探究的学びの実践</p> <p><b>放課後</b> 自らの学びを深める機会</p> <p><b>連携事業</b> 学園生や地域とつながる生きた学び</p> <p><b>生きる力</b> 関わる全ての人々が、高校生と共に学び続けることで、主体的に生きる力を育むことができる。(震災を含めた自らの人生を学びに変えていく力)</p> <p><b>ふるさとへの愛着</b> 自らが意思を持ちふるさとに貢献し続けること、またはその人材をまち全体で育てることができる。</p> <p><b>地域活性化</b> 若者が地域行事やまちづくりに参画することにより、地域や産業に活力が生まれる。</p> <p style="text-align: center;"><b>生き生きとした郷土愛あふれる人々がまちをつくり続ける</b></p>	

### 第3節 町民の学習活動の推進

事業名称	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会運営事業									
計画 位置付け	第3章	学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり								
	第3節	町民の学習活動の推進								
	取組②	芸術文化・スポーツ・読書活動等の推進と環境整備の充実								
区分	新規									
概要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、全国各地で機運醸成を含めた関連イベントが開催されます。岩手県内では、令和2年3月22日(日)の「復興の火」セレモニーを皮切りに、聖火に係る「リレー」及び「フェスティバル」を開催します。									
事業 イメージ	<b>1. オリンピック「聖火リレー」</b> (1) 日 時 令和2年6月18日(木) (2) 走行場所 造船所前(赤浜)～大槌駅 (3) ランナー <table border="1" data-bbox="384 1041 1367 1281"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">15名</td> <td>【推薦ランナー】1名</td> </tr> <tr> <td>【公募ランナー】1名</td> </tr> <tr> <td>【その他】組織委員会等から13名</td> </tr> </tbody> </table>		人数	内 訳	15名	【推薦ランナー】1名	【公募ランナー】1名	【その他】組織委員会等から13名		
	人数	内 訳								
15名	【推薦ランナー】1名									
	【公募ランナー】1名									
	【その他】組織委員会等から13名									
<b>2. パラリンピック「聖火フェスティバル」</b> (1) 日 付 令和2年8月13日(木) (2) 場所/時間 <table border="1" data-bbox="384 1516 1367 1767"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>場 所</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採 火</td> <td>大槌町城山公園(「希望の火」付近)</td> <td>13:00～13:30</td> </tr> <tr> <td>ビジット</td> <td>町内障がい者支援施設 1か所</td> <td>14:00～14:30</td> </tr> </tbody> </table>		内 容	場 所	時 間	採 火	大槌町城山公園(「希望の火」付近)	13:00～13:30	ビジット	町内障がい者支援施設 1か所	14:00～14:30
内 容	場 所	時 間								
採 火	大槌町城山公園(「希望の火」付近)	13:00～13:30								
ビジット	町内障がい者支援施設 1か所	14:00～14:30								

#### 第4節 学ぶ環境の整備

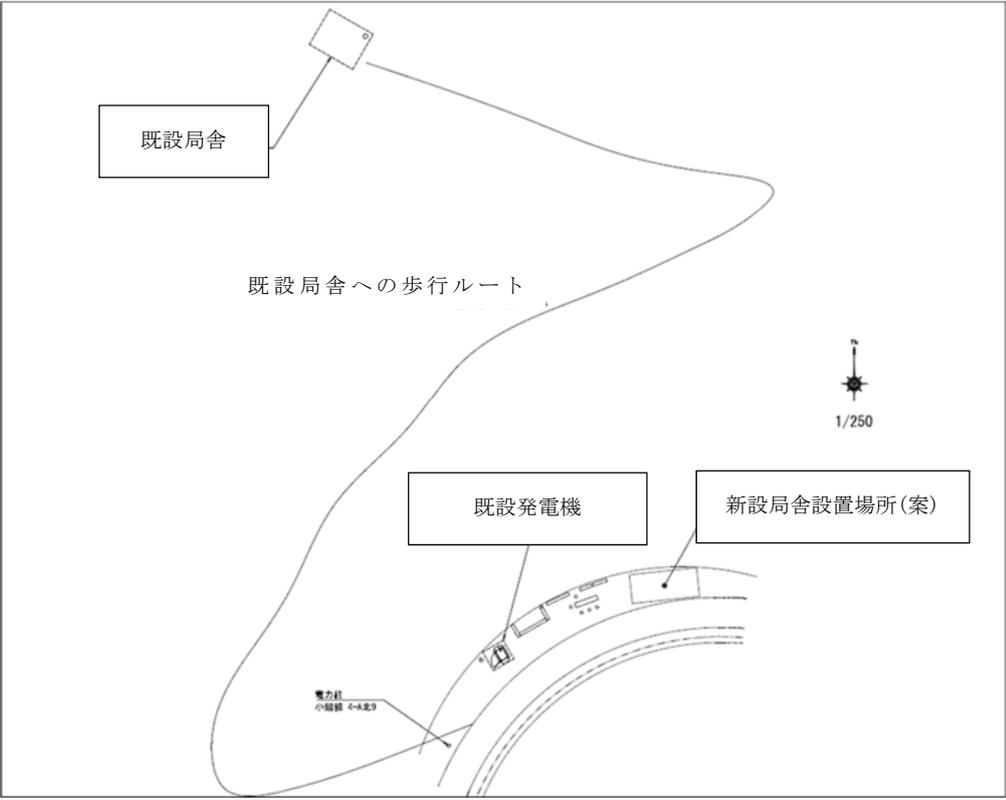
事業名称	通学路安全確保事業	
計画位置付け	第3章	学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり
	第4節	学ぶ環境の整備
	取組①	安全・安心な教育環境の整備
区分	継続	
概要	通学路の合同点検を定期的実施し安全の確保を図ります。	
事業イメージ	<p>1 学校やPTA、道路責任者、警察等の関係機関と、毎年合同点検を実施します。</p> <p>2 対策が必要な箇所について関係機関と協議し対策を講じます。</p>	
	<div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>&lt;通学路安全確保のためのPDCAサイクル&gt;</p>  </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>5月 通学路の危険箇所について事前アンケート (児童・教職員)</p> <p>↓</p> <p>6月 関係機関との合同点検・合同協議 (大槌学園区・吉里吉里学園区)</p> <p>↓</p> <p>【各関係機関での対応・予算化、要望等】</p> <p>↓</p> <p>2月 大槌町コミュニティ・スクール協議会で報告          ・地域学校安全部会推進事業 (自治会長等)          ・評価・検証委員会</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;">   </div>	

## 第5節 震災伝承による防災文化の醸成

事業名称	大槌町文化交流センター維持管理事業	
計画 位置付け	第3章	学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり
	第5節	震災伝承による防災文化の醸成
	取組2	震災伝承に関する啓発活動の推進
区分	新規	
概要	<p>大槌町文化交流センターは、町民のみならず町外県外はもちろんのこと海外からの来客も多く訪れることから、どなたでも自由に気軽に集える場所としての利点を活かし、日常的に震災伝承学習が行える場として、文化活動に関する情報発信をこれまで以上に達成していくため、行政の枠に捉われない柔軟な発想と民間の知見を活かした指定管理者に施設運営へ移行し、より一層の施設の利活用を図ります。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を指定管理期間として、維持管理運営を行う。</p>	
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>大槌町文化交流センターの管理運営体制</b> </div> <p>■基本的な考え方  <small>現在は直営にて管理を行なっている大槌町文化交流センターの業務を現状のサービスを維持発展させながら民間の自由な発想を取り入れ、長期間に亘り持続可能な施設運営を図る。また、図書館についても同様に指定管理制度を取り入れるが、図書館運営協議会、教育委員会の意向を運営に取り入れる必要があることから、町と施設管理者が密に連携がとれる体制とする。</small></p> <pre> graph TD     A[町専担課] &lt;--&gt; 連携・情報共有  B[教育委員会 図書館運営協議会]     A --&gt; C[文化活動交流施設 ・貸館 震災伝承 企画 施設管理]     B --&gt; D[町立図書館 ・レファレンス 貸出 企画展]     C --- E[大槌町文化交流センター]     D --- E     </pre>	

(4) 第4章 安全性と快適性を高めるまちづくり

第1節 災害に強いまちづくりの推進

事業名称	防災・減災対策事業	
計画位置付け	第4章	安全性と快適性を高めるまちづくり
	第1節	災害に強いまちづくりの推進
	取組①	防災、減災対策の充実
区分	新規	
概要	<p>防災行政無線は屋外拡声子局や戸別受信機、防災ラジオを介し、地域住民等に対して、緊急時の災害情報及び気象情報等について、適確かつ迅速な伝達を行い、確実な情報を周知するとともに、平常時には行政からのお知らせ等を放送するなど、非常に有効な情報伝達手段です。</p> <p>町の防災行政無線設備の核である無線機器の入る城山中継局舎は、設置から約30年以上経過し、老朽化により無線機器に悪影響を与えていることから、建て替えを行います。</p>	
事業イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> 	

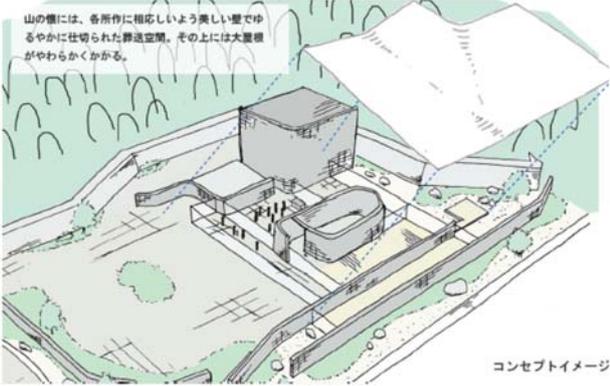
## 第1節 災害に強いまちづくりの推進

事業名称	消防団強化事業	
計画 位置付け	第4章	安全性と快適性を高めるまちづくり
	第1節	災害に強いまちづくりの推進
	取組④	消防防災体制の強化
区分	新規	
概要	<p>地域の安心・安全のため組織する消防団は、地域住民を中心とした地域防災力の充実を図るとともに、体制の強化が必要とされております。</p> <p>非常時での消防活動の迅速化と団員の身体保護をするため、消防団員の装備品（資機材・被服等）を整備して、消防団員の体制の強化を図ります。</p> <p>また、新規消防団員の確保に向けて住民の幅広い層から団員を確保するため、消防団員募集ポスター等を作成し、消防団への憧れ意識を持たせ、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの消防演習への参加、消防体験学習、消防フェスティバルを実施し参加する子どもをはじめとする地域住民・事業所の消防団への理解を深め、消防団の強化を図ります。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <pre> graph LR     A[6月 大槌町消防演習] --&gt; B[7月 消防ポンプ操法大会]     B --&gt; C[8月 夏季特別警戒 少年消防クラブ 消防体験学習]     C --&gt; D[10月 幼年消防フェスティバル]     D --&gt; E[11月 秋季火災予防運動・火災防 御訓練 (各分団)]     E --&gt; F[1月 大槌町消防団防火祈願・年 末年始特別警戒]     F --&gt; G[3月 春季火災予防運動・火災防 御訓練 (各分団)]     </pre>	

## 第2節 良質な自然環境の保全と環境衛生の向上

事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	
計画 位置付け	第4章	安全性と快適性を高めるまちづくり
	第2節	良質な自然環境の保全と環境衛生の向上
	取組②	循環型社会形成の推進
区分	継続	
概要	<p>リサイクルセンターを新設し、令和元年度より供用を開始するとともに旧リサイクルセンターの解体を行い、令和2年度にはその跡地にストックヤードを建設することにより3R推進に向けた施設が一体となって完成し、町のリサイクルの拠点施設となり循環型社会の形成に寄与します。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>【期間】 平成28年度～令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧リサイクルセンター解体工事（～令和2年7月）</li> <li>・地盤調査（令和2年8月～9月）</li> <li>・ストックヤード建設工事（令和2年10月～令和3年3月）</li> </ul>	

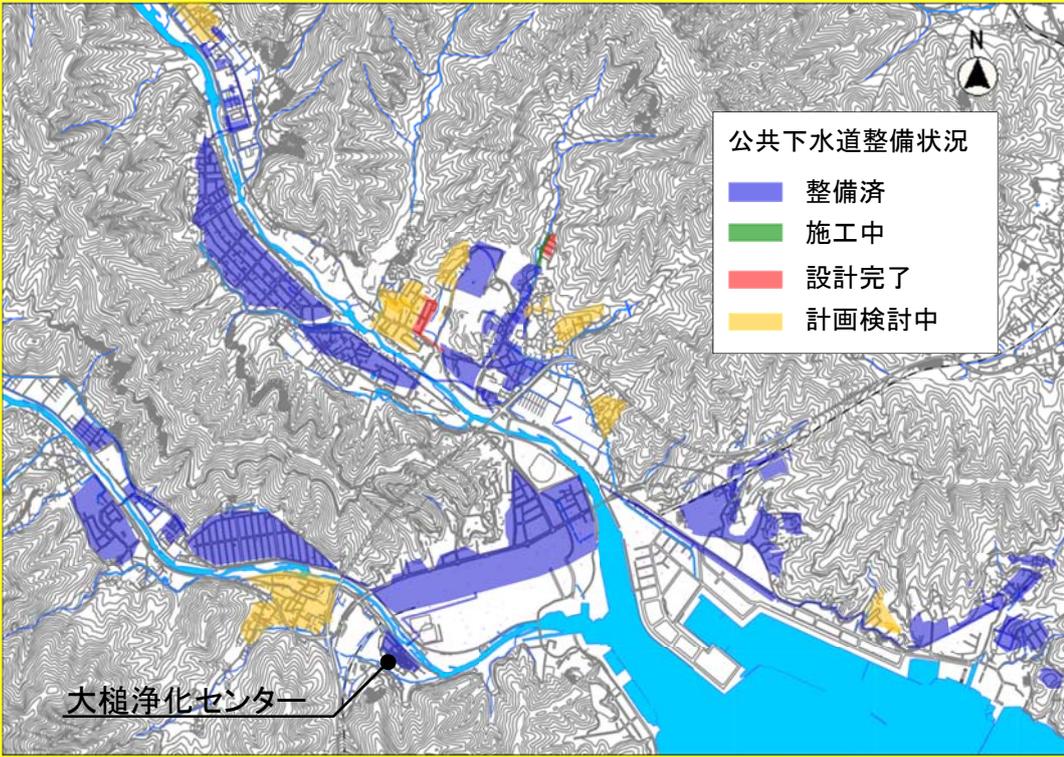
## 第2節 良質な自然環境の保全と環境衛生の向上

事業名称	斎場整備事業	
計画 位置付け	第4章	安全性と快適性を高めるまちづくり
	第2節	良質な自然環境の保全と環境衛生の向上
	取組③	斎場施設の整備と管理
区分	継続	
概要	<p>既存の火葬場は、著しい老朽化により修繕費等の維持管理費が年々増加していることや、告別室や収骨室が狭いなど町民のニーズに十分に答えられていない状況にあることから、衛生的で人生最後のお別れの場としてふさわしい斎場を整備します。</p>	
事業 イメージ	<p><b>思いを大屋根で包み込む火葬場</b></p> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①内なる静謐な葬送の空間を創る</li> <li>②大屋根で覆われた一体感のある構成</li> <li>③維持管理のしやすいコンパクトな施設計画</li> </ul>  <p style="text-align: right;">コンセプトイメージ</p>	
	 <p style="text-align: right;">鳥瞰パース</p> <p>【整備期間】平成26年度～令和3年度</p>	

### 第3節 快適な住環境の実現

事業名称	水道施設耐震化事業	
計画 位置付け	第4章	安全性と快適性を高めるまちづくり
	第3節	快適な住環境の実現
	取組④	安全で安心な水道水の安定供給
区分	継続	
概要	<p>今後想定される地震に対応するため、現在布設されている老朽水道管を耐震管に更新します。</p> <p>耐震管に更新する路線は水道管の布設後経過年数、漏水頻度、管種等から優先順位をつけ、選定します。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小鎚地区老朽管更新事業を継続して行います。 (事業期間 平成27年度～令和2年度)</li> <li>道路事業や下水道事業等、他事業実施区間に更新対象管がある場合は、当該事業に併せて更新実施と経費削減を図ります。</li> </ul> <p>令和3年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年漏水頻度が高い浪板地区の老朽管更新事業を優先的に実施します。</li> </ul>	

### 第3節 快適な住環境の実現

事業名称	公共下水道事業	
計画 位置付け	第4章	安全と快適を高めるまちづくり
	第3節	快適な住環境の実現
	取組⑤	水洗化の促進と効率的な汚水処理
区分	継続	
概要	<p>町の公共下水道事業は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資することを目的として、平成4年度に事業着手し平成11年度に一部供用開始を行っております。</p> <p>公共下水道事業計画区域内の汚水管渠整備の着実な実施と、浄化センターにおける汚水処理の適正化を図りながら、施設の長寿命化修繕計画の策定と復興事業と整合させた事業計画区域（事業認可区域）の見直しを行い、供用開始区域内の水洗化促進を促すことにより、町民の生活環境水準を向上させると共に、河川及び海岸保全施設等、水環境の保全を図ります。</p>	
事業 イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> 	

#### 第4節 利便性の高い交通ネットワークの整備

事業名称	社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）ほか	
計画 位置付け	第4章	安全性と快適性を高めるまちづくり
	第4節	利便性の高いネットワークの整備
	取組①	道路環境の適正な維持管理
区分	継続	
概要	<p>快適で安全な道路環境の確保のため、橋梁の法定点検の実施、道路及び道路附属物・街路灯等の劣化や損傷について早期対応を行い効率的かつ経済的な整備・補修を行い、重大事故を予防するよう努めます。</p>	
事業 イメージ	【イメージ図・スケジュール等】	

(5) 第5章 将来を見据えた持続可能なまちづくり

第1節 協働による地域・まちづくりの推進

事業名称	コミュニティ形成支援事業	
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり
	第1節	協働による地域・まちづくりの推進
	取組①	地域づくり団体の形成・活動支援
区分	継続	
概要	<p>地域のキーパーソンとの連携による地域のお困りごとの解決支援や、自治会・町内会のほか多様な地域づくり団体の情報共有・意見交換の機会の確保に取り組みます。</p> <p>また、地域住民によるコミュニティ活動費用を助成するなど、住民と行政が協働して地域の課題解決に主体的に取り組む「地域の協働性」の向上を図ります。</p>	
事業 イメージ	<p style="text-align: center;"><b>協働による地域・まちづくりネットワーク</b></p>	

## 第1節 協働による地域・まちづくりの推進

事業名称	協働地域づくり推進事業					
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり				
	第1節	協働による地域・まちづくりの推進				
	取組①	地域づくり団体の形成・活動支援				
区分	新規					
概要	<p>高齢化、人口減少による地域運営の課題を「住民・団体・行政」が共有し、一体となって地域の維持・活性化に取り組む「協働による地域・まちづくり」を推進します。</p> <p>《実施内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○協働による地域・まちづくりの取組方針を検討・策定します。</li> <li>○地域巡回や住民・団体との話し合いを通じて地域の実情を正確に把握し共有します。</li> <li>○住民主体の地域運営の方策を住民と共に検討し、各般の取組を継続的に実施します。</li> </ul>					
事業 イメージ	<div style="text-align: center;"> </div> <p>スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">R2年度</td> <td>協働地域づくり推進指針（仮）の策定</td> </tr> <tr> <td>R3年度以降</td> <td>協働地域・まちづくりの各種取組の推進</td> </tr> </table>		R2年度	協働地域づくり推進指針（仮）の策定	R3年度以降	協働地域・まちづくりの各種取組の推進
R2年度	協働地域づくり推進指針（仮）の策定					
R3年度以降	協働地域・まちづくりの各種取組の推進					

## 第1節 協働による地域・まちづくりの推進

事業名称	定住促進事業住宅取得補助金	
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり
	第1節	協働による地域・まちづくりの推進
	取組②	UIターンの促進
区分	継続	
概要	町への定住を促進し、地域経済の活性化を図るため、定住を目的に町に転入し、住宅を新たに建築又は購入した者に対し、補助金100万円を交付するものです。	
事業 イメージ	<p><b>【期間】</b> 平成25年度～令和2年度</p> <p><b>【交付対象】</b> 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成25年8月1日以降に転入した者</li> <li>(2) 住宅を新築又は購入した者</li> <li>(3) 大槌町被災者新築住宅支援事業補助金の交付を受けていない者</li> <li>(4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者</li> <li>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係にない者</li> </ol> <p><b>【交付金額】</b> 100万円（一律）</p>	

## 第1節 協働による地域・まちづくりの推進

事業名称	空き家リフォーム支援補助金	
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり
	第1節	協働による地域・まちづくりの推進
	取組②	UIターンの促進
区分	継続	
概要	<p>町内にある空き家の有効活用を図り、町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、町内の空き家のリフォームに要する費用に対し、補助金を交付するものです。</p>	
事業 イメージ	<p><b>【交付対象】</b></p> <p>補助金の交付を受けることができる者は、申請時点において次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 20歳以上の者</li> <li>(2) 空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結した者であつて、売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していない者</li> <li>(3) 空き家の所有者等の2親等以内の親族でない者</li> <li>(4) 自ら居住するための空き家をリフォームする者</li> <li>(5) 現に町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して1年を経過していない者</li> <li>(6) 補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き10年以上定住する意思のある者</li> <li>(7) 町内会・自治会等に加入する者</li> <li>(8) 市区町村民税等の滞納をしていない者</li> <li>(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同上第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係にない者</li> </ol> <p><b>【交付金額】</b></p> <p>上限100万円</p> <p><b>【対象経費】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物のリフォーム費（内装、屋根、外壁等）</li> <li>(2) 建物附属設備のリフォーム（台所、浴室、便所、洗面台等）</li> </ol>	

## 第1節 協働による地域・まちづくりの推進

事業名称	空き家片付け支援補助金	
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり
	第1節	協働による地域・まちづくりの推進
	取組②	UIターンの促進
区分	継続	
概要	<p>町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、町内の空き家を活用して定住しようとする者が、空き家にある家財道具等の処分運搬費等に要する費用対し、補助金を交付するものです。</p>	
事業 イメージ	<p><b>【交付対象】</b>          補助金の交付を受けることができる者は、申請時点において次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 20歳以上の者</li> <li>(2) 空き家の所有者と売買契約又は賃貸借契約を締結した者であつて、売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していない者</li> <li>(3) 空き家の所有者等の2親等以内の親族でない者</li> <li>(4) 自ら居住するための空き家をリフォームする者</li> <li>(5) 現に町内に住所を有していない者又は町内に住所を有して1年を経過していない者</li> <li>(6) 補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き10年以上定住する意思のある者</li> <li>(7) 市区町村民税等の滞納をしていない者</li> <li>(8) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者</li> <li>(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同上第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係にない者</li> </ol> <p><b>【交付金額】</b>          上限10万円</p> <p><b>【対象経費】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ごみ収集及び運搬費</li> <li>(2) 一般廃棄物処理費</li> <li>(3) 特定家庭用機器リサイクル費</li> <li>(4) 遺品整理作業費</li> <li>(5) ハウスクリーニング費（排水管清掃等を含む）</li> <li>(6) 協力代行者への委託費（家財道具等の処分に限る）</li> </ol>	

## 第1節 協働による地域・まちづくりの推進

事業名称	民間賃貸住宅家賃支援補助金	
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり
	第1節	協働による地域・まちづくりの推進
	取組②	UIターンの促進
区分	継続	
概要	<p>町の人口増加及び定住促進に活力あるまちづくりを推進するため、町内の民間賃貸住宅に居住するUIターン者及び新婚・若年世帯に対し、補助金を交付するものです。</p>	
事業 イメージ	<p><b>【交付対象】</b>          補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次のいずれかに該当する者であること           <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 申請時において45歳未満のUIターン者</li> <li>イ 新婚世帯</li> <li>ウ 若年世帯</li> </ol> </li> <li>(2) 基準日以降に町内の民間賃貸住宅の契約を締結し、当該住宅に補助金の交付決定日から3年以上定住する見込みであること</li> <li>(3) 実質家賃負担月額が4万円を超える世帯であること</li> <li>(4) 世帯のいずれか1人以上が就労していること</li> <li>(5) 生活保護の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと</li> <li>(6) 補助金の対象となる民間賃貸住宅を住居以外の目的に使用するとともに転貸又は、当該住宅の使用権を他者へ譲渡しないこと</li> <li>(7) 町内会・自治会等に参加すること</li> <li>(8) 市区町村民税等の滞納をしていないこと</li> <li>(9) 公務員又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の役員又は職員でないこと</li> <li>(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同上第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係にない者</li> </ol> <p><b>【交付金額】</b>          上限24万円（ただし、月額2万円上限）</p> <p><b>【交付対象期間】</b>          UIターン者：最大3年間          新婚・若年世帯：最大1年間</p>	

## 第2節 健全な財政運営の推進

事業名称	ふるさと納税特産品贈呈事業	
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり
	第2節	健全な財政運営の推進
	取組③	自主財源の確保
区分	継続	
概要	ふるさと納税を通じて、寄附者に御礼の品を送付することで、当町特産品のPRに繋がり、地域の活力を盛り上げるために実施します。	
事業 イメージ	<pre> graph TD     Donor[寄附者]     Business[協力事業者]     Town[大槌町]     Assoc[大槌町観光交流協会]      Business -- "特産品発送" --&gt; Donor     Donor -- "寄附" --&gt; Town     Town -- "受領書発行" --&gt; Business     Business -- "お問合せ" --&gt; Town     Town -- "事務一括代行業務委託" --&gt; Assoc     Assoc -- "特産品提供業務委託" --&gt; Business     </pre>	

### 第3節 成果を重視した行政運営の構築

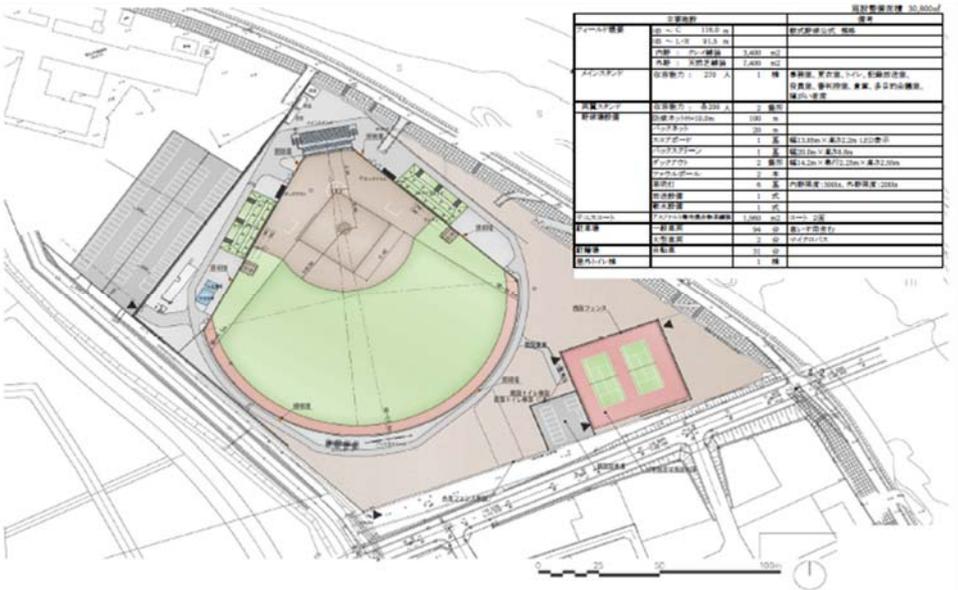
事業名称	国土調査事業															
計画 位置付け	第5章	将来を見据えた持続可能なまちづくり														
	第3節	成果を重視した行政運営の構築														
	取組①	成果を重視した行政運営の推進														
区分	継続															
概要	<p>国土調査法に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査します。</p>															
事業 イメージ	【イメージ図・スケジュール等】															
	<p>【期間】</p> <p>平成2年度～令和4年度</p>															
	<table border="1" data-bbox="368 1218 1262 1335"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査面積</td> <td>0.51k m<sup>2</sup></td> <td>1.0k m<sup>2</sup></td> <td>1.0k m<sup>2</sup></td> <td>1.0k m<sup>2</sup></td> <td>1.0k m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> 					年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降	調査面積	0.51k m <sup>2</sup>	1.0k m <sup>2</sup>	1.0k m <sup>2</sup>	1.0k m <sup>2</sup>
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度以降											
調査面積	0.51k m <sup>2</sup>	1.0k m <sup>2</sup>	1.0k m <sup>2</sup>	1.0k m <sup>2</sup>	1.0k m <sup>2</sup>											

(6) 第6章 未来につなげる着実な復興まちづくり  
 第2節 支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり

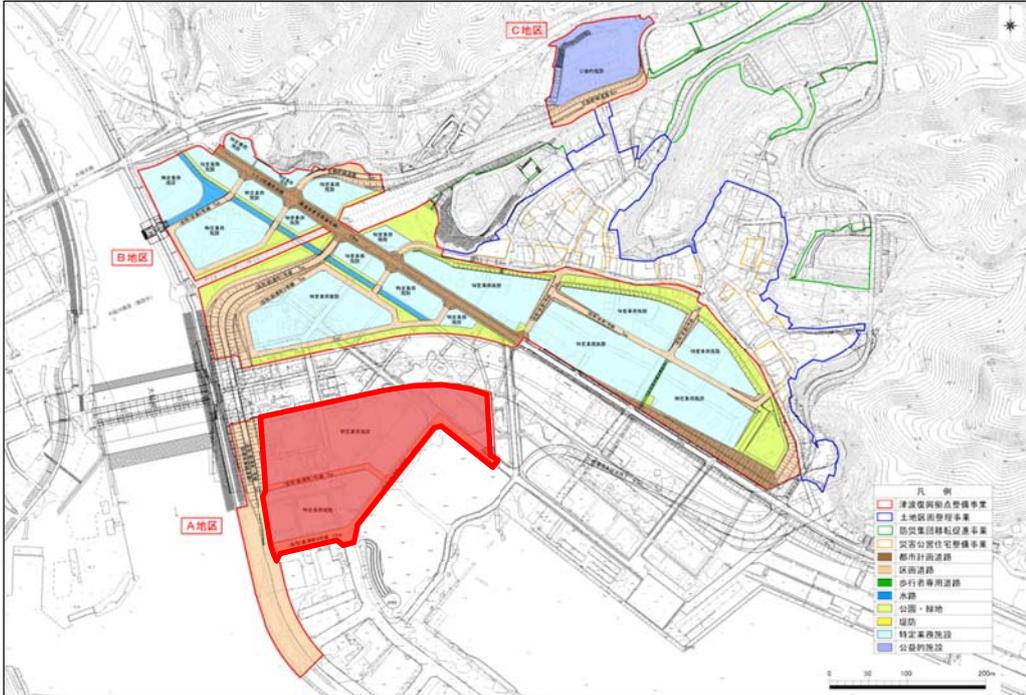
事業名称	大槌町被災者独自支援事業	
計画 位置付け	第6章	未来につなげる着実な復興まちづくり
	第2節	支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり
	取組2	被災者の生活再建支援
区分	継続	
概要	<p>国・県による住宅再建支援制度に対し、町独自の上乗せ・枠外補助を行うことにより、町内での住宅再建を促進しようとするものです。</p>	
事業 イメージ	<p><b>【期間】</b>          平成24年度～令和2年度</p> <p>①被災者新築住宅支援事業補助金          住宅が全壊した被災者が町内で住宅を建設する場合に補助          1棟230万円</p> <p>②被災者引越補助金          住宅が被災（半壊以上）した被災者が避難先等から町内の再建先に引越する際の費用を補助          上限10万円</p> <p>③中古住宅購入支援事業補助金          住宅が全壊した被災者が町内の中古住宅を購入する場合に補助          1棟50万円</p> <p>④被災者住宅再建事業利子補助金          住宅が全壊した被災者が町内で住宅を建設・購入するため資金を借り入れた場合、その利子相当額を補助          住宅建築分 上限457万円</p>	



### 第3節 未来の大槌人の育成／文化の再生と知の継承

事業名称	運動施設整備事業																																								
計画 位置付け	第6章	未来につなげる着実な復興まちづくり																																							
	第3節	未来の大槌人の育成/文化の再生と知の継承																																							
	取組①	被災した地域施設の再生と多目的な活用																																							
区分	継続																																								
概要	町方地区防集移転元に整備された既設の仮設グラウンドを活用することで仮設設備と移転元地の有効活用を図るとともに、公式競技が可能な野球場及びサッカー場として整備します。																																								
事業 イメージ	○野球場・テニスコート																																								
	 <table border="1" data-bbox="933 813 1310 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要施設</th> <th colspan="2">施設整備面積 30,800㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンド</td> <td>11,800㎡</td> <td>野球場(100m×60m)</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1,000㎡</td> <td>硬式テニス</td> <td>2面</td> </tr> <tr> <td>観客席</td> <td>1,000席</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>更衣室</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンチ</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,900</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		主要施設		施設整備面積 30,800㎡		グラウンド	11,800㎡	野球場(100m×60m)	1面	テニスコート	1,000㎡	硬式テニス	2面	観客席	1,000席			トイレ	100			更衣室	100			ベンチ	100			照明	100			その他	100			計	12,900	
主要施設		施設整備面積 30,800㎡																																							
グラウンド	11,800㎡	野球場(100m×60m)	1面																																						
テニスコート	1,000㎡	硬式テニス	2面																																						
観客席	1,000席																																								
トイレ	100																																								
更衣室	100																																								
ベンチ	100																																								
照明	100																																								
その他	100																																								
計	12,900																																								
○サッカー場	 <table border="1" data-bbox="975 1877 1278 2011"> <thead> <tr> <th colspan="2">主要施設</th> <th colspan="2">施設整備面積 22,200㎡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラウンド</td> <td>11,000㎡</td> <td>サッカー場(100m×60m)</td> <td>1面</td> </tr> <tr> <td>観客席</td> <td>1,000席</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>更衣室</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンチ</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,400</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		主要施設		施設整備面積 22,200㎡		グラウンド	11,000㎡	サッカー場(100m×60m)	1面	観客席	1,000席			トイレ	100			更衣室	100			ベンチ	100			照明	100			その他	100			計	12,400					
主要施設		施設整備面積 22,200㎡																																							
グラウンド	11,000㎡	サッカー場(100m×60m)	1面																																						
観客席	1,000席																																								
トイレ	100																																								
更衣室	100																																								
ベンチ	100																																								
照明	100																																								
その他	100																																								
計	12,400																																								

#### 第4節 魅力ある持続可能なまちづくり／地域資源としての風景の再生

事業名称	安渡地区津波復興拠点整備事業	
計画 位置付け	第6章	未来につながる着実な復興まちづくり
	第4節 取組①	魅力ある持続可能なまちづくり/地域資源としての風景の再生 減災・情報伝達・避難・救援活動等に配慮した復興市街地づくり
区分	継続	
概要	<p>災害危険区域の土地の一部を産業用地として整備することで企業の再建や新規立地を促進し、産業の再生・雇用の促進を図ります。</p> <p><b>【施設の内容・規模】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定業務施設（産業集積地）：約10.4ha</li> <li>・公益的施設（交流施設及び避難ホール）：約1.0ha</li> <li>・公共施設（道路、公園及び緑地等）：約8.5ha</li> </ul>	
事業 イメージ	<p><b>【イメージ図・スケジュール等】</b></p> <p>令和2年度：A地区（赤色部分）造成整備完了 ：C地区（青色部分）地域交流広場整備完了</p> 	

#### 第4節 魅力ある持続可能なまちづくり／地域資源としての風景の再生

事業名称	赤浜地区漁業集落防災機能強化事業
計画位置付け	第6章 未来につなげる着実な復興まちづくり
	第4節 魅力ある持続可能なまちづくり／地域資源としての風景の再生
	取組1 減災・情報伝達・避難・救援活動等に配慮した復興市街地づくり
区分	継続
概要	<p>赤浜地区の新設防潮堤と海側幹線道路の間を嵩上げし、地区の漁業者が共同利用施設（漁具等干場）として利用できる広場を整備します。</p> <p>共同利用施設：約1.3ha（下図紫着色部分）</p>
事業イメージ	<p>【イメージ図・スケジュール等】</p> <p>【期間】</p> <p>令和元年度～令和2年度</p>

## 2 事業一覧

---

実施計画に掲載する事業の一覧を示します。

基本計画で示す「章」、「節」ごとに、「事業名称」、「ページ」を掲載しています。

### (1) 第1章 産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

#### 第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

事業名称	ページ
1 いわて型野菜トップモデル産地創造事業	60
2 いわて中山間いきいき暮らし活動支援事業	60
3 新しい園芸産地づくり支援事業	60
4 畜産振興支援事業	60
5 農業労力確保支援事業	60
6 農産物等生産振興事業	60
7 鳥獣被害防止総合支援事業	60
8 家畜防疫対策事業	61
9 畜産農家人工授精補助事業	61
10 大槌町産木材流通促進事業	61
11 大槌町産材等利用住宅促進事業	61
12 原木しいたけ新規参入支援事業	61
13 大槌町魚市場水揚げ振興対策事業	61
14 水産業振興事業	61
15 美味しい大槌消費拡大事業	61
16 町有林森林認証取得事業	61
17 広葉樹更新活用事業	61
18 さけます種苗生産施設復旧事業	61
19 大槌町地域産業イノベーション事業	62
20 農業次世代人材投資事業補助金	62
21 新規就農者総合支援事業	62
22 養殖漁業経営安定化促進事業	62
23 農地中間管理事業	62

24	森林経営事業	62
25	主要林道維持管理事業	62
26	森林経営管理事業	62
27	ナラ枯れ防除事業	62
28	磯焼け対策事業	63

## 第2節 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進

	事業名称	ページ
1	おおちゃん融資制度事業	63
2	企業立地促進補助金交付事業	63
3	中小企業被災資産復旧費補助金交付事業	63
4	UIターン就業支援事業	63
5	雇用マッチング支援事業	63
6	地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付事業	63
7	奨学金返還補填助成事業	63
8	企業立地奨励措置	63
9	釜石大槌地域産業育成センター補助事業	64
10	大槌商工会運営費補助事業	64

## 第3節 おおつちらしい観光物産戦略の展開

	事業名称	ページ
1	おおつち鮭まつりPR事業	64
2	海水浴場開設事業	64
3	おおつちの魅力発信強化事業	64
4	ジビエDEおおつち事業	65
5	特産品PR事業	65
6	大槌まつりPR事業	65
7	大槌町郷土芸能定期公演支援事業	65
8	景観環境保全事業	65
9	自然公園保護事業	66
10	にぎわい創出連携イベント事業	66
11	一般社団法人大槌町観光交流協会運営費補助事業	66

12	観光・物産イベント実施事業	66
13	観光パンフレット作成事業	66
14	三陸♥おおつちPR大使制度事業	66
15	広域連携事業	66
16	福幸きらり商店街跡地活用事業	66
17	インバウンド事業	67

## (2) 第2章 健康でぬくもりのあるまちづくり

### 第1節 地域福祉の推進

	事業名称	ページ
1	協働による包括的支援体制の充実	67
2	社会福祉協議会補助事業	67

### 第2節 子育て環境の充実

	事業名称	ページ
1	放課後児童健全育成事業	67
2	一時預かり事業	67
3	延長保育補助事業	68
4	障がい児保育補助事業	68
5	保育体制強化事業	68
6	保育補助者雇上強化補助事業	68
7	病児保育事業	68
8	保育士等確保支援事業	68
9	子ども妊産婦及びひとり親家庭医療費給付事業	69
10	すこやか子育て医療給付事業	69
11	キャリアアップ研修実施事業	69
12	民間保育所等運営費事業	69
13	いきいき岩手結婚サポートセンター登録料負担金	69
14	育児休業取得推進事業	69
15	出会い応援事業	69
16	結婚新生活支援事業	69
17	地域子育て支援センター委託事業	69

18	特定不妊治療費助成事業	69
19	母子保健事業	70

### 第3節 健康づくりの推進

事業名称		ページ
1	特定健康診査等事業	70
2	成人歯科保健事業	70
3	予防接種事業	70
4	健康づくり推進事業	70
5	食生活改善推進事業	70
6	食育支援事業	70
7	がん検診事業	71
8	健康相談事業	71
9	訪問指導事業	71
10	健康教育事業	71
11	健康診査事業	71
12	インフルエンザ予防接種助成事業	71
13	総合健康づくり事業	71
14	健康まつり開催事業	71
15	自殺対策緊急強化事業	72

### 第4節 高齢者支援の推進

事業名称		ページ
1	後期高齢者医療保健事業	72
2	老人クラブ助成事業	72
3	シルバー生きがい就労総合支援事業	72
4	介護予防ケアマネジメント事業	72
5	介護予防把握事業	72
6	介護予防普及啓発事業	73
7	地域介護予防活動支援事業	73
8	地域リハビリテーション活動支援事業	73
9	介護予防サービス計画事業	73

10	介護予防・生活支援事業	73
11	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	73
12	在宅複合型施設整備事業補助金	74
13	生活支援体制整備事業	74
14	介護保険サービス利用者負担助成事業	74
15	介護施設等整備事業	74
16	介護予防・生活支援サービス事業費（第1号事業）	74
17	成年後見センター委託事業	74
18	老人保護措置費	75
19	包括的支援事業	75
20	地域ケア会議推進事業	75
21	成年後見制度利用支援事業	75
22	在宅重度要介護者介護用品給付事業	75
23	在宅医療・介護連携推進事業	76
24	認知症サポーター養成事業	76
25	認知症総合支援事業	76
26	家族介護支援事業	76
27	配食サービス事業	77
28	住宅環境改善事業	77
29	ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業	77
30	住宅改修理由書作成支援事業	77

## 第5節 障がい福祉の推進

	事業名称	ページ
1	地域生活支援事業	77
2	障がい者相談支援事業委託料	77
3	障がい者地域活動支援センター I 型事業委託料	78
4	障がい者理解促進研修・啓発事業委託料	78
5	手話奉仕員養成研修事業委託料	78
6	障がい者等地域活動促進事業補助金	78
7	成年後見制度支援補助金	78

8	日中一時支援事業	78
9	移動支援事業	78
10	【再掲】成年後見センター委託事業	78
11	障がい者（児）の就労支援の充実	79

## 第6節 医療の充実

	事業名称	ページ
1	救急医療対策事業（第2次救急医療施設事業）	79
2	救急医療対策事業（在宅当番・救急医療情報提供実施事業）	79
3	岩手県国民健康保険団体連合会市町村医師養成事業	79
4	国民健康保険給付事業	79
5	保健衛生普及事業	79
6	大槌町献血推進協議会補助金	79

## （3）第3章 学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり

### 第1節 生涯を通してつながる学びの推進

	事業名称	ページ
1	学びつなぎプラン事業	80
2	大槌型一貫教育推進事業	80
3	公民館事業	80
4	成人式事業	80

### 第2節 地域へと広がる魅力的な学びの場づくり

	事業名称	ページ
1	大槌高校魅力化推進事業	80
2	コミュニティ・スクール推進事業	80
3	スクールカウンセラー等活用事業	80
4	家庭教育事業	81
5	放課後等学習支援活動事業	81

### 第3節 町民の学習活動の推進

	事業名称	ページ
1	国際理解教育事業（国際交流事業）	81
2	外国語特別指導助手（ALT）派遣事業	81

3	姉妹都市生徒間交流事業	81
4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会運営事業	82
5	大槌町郷土芸能活性化事業補助金	82
6	大槌町芸術文化協会補助金	82
7	町民文化祭事業	82
8	青少年劇場事業	82
9	大槌町チャレンジデー実行委員会補助金	82
10	大槌町体育協会補助金	82
11	図書館事業	83
12	文化財保護事業	83
13	埋蔵文化財発掘事業	83

#### 第4節 学ぶ環境の整備

	事業名称	ページ
1	大槌町立学校長寿命化計画策定事業	83
2	大槌こどもセンター管理運営事業	83
3	子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	83
4	大槌町少年非行防推進委員会事業	84
5	通学路安全確保事業	84
6	スクールバス維持管理事業	84
7	教職員等研修事業	84
8	奨学金貸付事業	84
9	ことばの教室開設事業	84
10	要・準要保護児童就学援助事業	84
11	特別支援教育就学奨励事業	84

#### 第5節 震災伝承による防災文化の醸成

	事業名称	ページ
1	ふるさと科学習を通じた震災伝承の推進	85
2	震災伝承啓発活動	85
3	体験型防災学習推進	85
4	災害の記憶を風化させない事業	85

5	地区別慰霊施設整備事業	85
6	鎮魂の森整備事業（継続）	85

#### （４）第４章 安全性と快適性を高めるまちづくり

##### 第１節 災害に強いまちづくりの推進

事業名称		ページ
1	防災・減災対策事業	86
2	自主防災組織の活性化による地域防災力向上事業	86
3	防災訓練実施事業	86
4	消防団強化事業	86
5	消防団拠点施設事業	86

##### 第２節 良質な自然環境の保全と環境衛生の向上

事業名称		ページ
1	環境衛生事業	87
2	3R推進事業	87
3	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	87
4	斎場整備事業	87

##### 第３節 快適な住環境の実現

事業名称		ページ
1	東日本大震災特別家賃低減事業	87
2	災害公営住宅家賃低廉化事業	87
3	交通安全対策事業	87
4	防犯体制強化事業（社会福祉総務事業）	88
5	消費者生活対策事業	88
6	携帯電話等エリア整備事業	88
7	光ファイバー加入促進事業	88
8	地域情報通信基盤施設整備事業	88
9	水道施設耐震化事業	88
10	水道未普及地区対策事業（飲料水）	88
11	公共下水道事業	89
12	漁業集落排水処理事業	89

13 浄化槽設置整備事業	89
--------------	----

#### 第4節 利便性の高い交通ネットワークの整備

事業名称	ページ
1 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）ほか	89
2 社会資本整備総合交付金事業（復興枠）ほか	89
3 町道交付金事業【D-1】	89
4 大槌町復興交付金事業【効果促進】	89
5 三陸鉄道利用促進事業	90
6 大槌町民バス運行事業	90

### （5）第5章 将来を見据えた持続可能なまちづくり

#### 第1節 協働による地域・まちづくりの推進

事業名称	ページ
1 協働地域づくり推進事業	90
2 コミュニティ形成支援事業	90
3 コミュニティ助成事業	90
4 ふるさとづくり協働推進事業	90
5 おおつち移住・定住推進事業	90
6 広聴広報事業	91
7 行政連絡員設置事業	91
8 議会活動事業（議会報発行事業）	91
9 男女共同参画事業	91

#### 第2節 健全な財政運営の推進

事業名称	ページ
1 財政運営健全化事業	91
2 財産管理費	91
3 ふるさと納税特産品贈呈事業	91
4 税収確保事業	92

#### 第3節 成果を重視した行政運営の構築

事業名称	ページ
1 大槌町地方創生総合戦略推進事業	92

2	国土調査事業	92
3	職員能力開発研修事業	92
4	庁内情報基盤整備事業	92
5	釜石・大槌定住自立圏構想推進事業	92

## (6) 第6章 未来につなげる着実な復興まちづくり

### 第1節 事業者の本設再建と産業の再生

	事業名称	ページ
1	安渡地区津波復興拠点整備事業	92
2	【再掲】雇用マッチング支援事業	92

### 第2節 支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり

	事業名称	ページ
1	東北地方太平洋沖地震災害弔慰金支給事業	93
2	災害障害見舞金支給事業	93
3	被災住宅債務利子補給事業	93
4	被災住宅補修等補助金支給事業	93
5	被災宅地復旧補助金支給事業	93
6	岩手県生活再建住宅支援事業	93
7	岩手県被災者住宅再建支援事業	93
8	大槌町被災者独自支援事業	93

### 第3節 未来の大槌人の育成／文化の再生と知の継承

	事業名称	ページ
1	郷土財活用湧水エリア整備事業	94
2	運動施設整備事業	94
3	忘れない3.11事業	94
4	【再掲】スクールカウンセラー等活用事業	94
5	【再掲】放課後等学習支援活動事業	94
6	【再掲】子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	94

### 第4節 魅力ある持続可能なまちづくり／地域資源をしての風景の再生

	事業名称	ページ
1	情報通信基盤災害復旧事業	94

2	区画整理地内住宅建設支援金事業	94
3	区画整理地内用地取得補助金事業	94

### 3 施策別事業計画

実施する事業の「名称」、「概要」、「分類（新規、継続）」、「期間」を示します。

#### (1) 第1章 産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり

##### 第1節 おおつちの自然を活かし、継承する一次産業の実現

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	いわて型野菜 トップモデル 産地創造事業	パイプハウス建設費用の3/8を補助	新規	○	○	
2	いわて中山間 いきいき暮らし活動支援事業	1 地域資源活用型・・・地域の活性化に向けた野菜苗や花苗、地野菜等の新品目導入実証など、地域資源を活用した商品開発等を行うために必要な経費を補助。(1/4) 2 集落サポート型・・・地域の営農活動を継続するための農作業受委託や庭先集荷代行等のサポート体制を構築するために必要な経費を補助。(1/4) 3 交流活動型・・・農業のお試し体験や収穫祭等による都市住民等との交流活動等を行うために必要な経費を補助。(1/4)	新規	○		
3	新しい園芸産地づくり支援事業	次の取組みに対し、1/8 以内で補助を実施。 (1) 水田等を活用し、新たに土地利用型野菜栽培をする際に必要な機械、施設等の整備 (2) 水田等を活用し、新たに施設野菜の団地的整備をする際に必要な施設等の整備 (3) 上記事業に伴う暗渠排水の整備	新規	○	○	
4	畜産振興支援事業	町内の畜産農家に対し、新たに牛の導入等を行う経費の一部を補助する。 (1) 肉用牛または、乳用牛を導入した場合 (2) 肉用牛または、乳用牛を自家保留した場合	新規	○	○	○
5	農業労力確保支援事業	・町内の農業経営体が、分業化、生産拡大のために導入する雇用労働力に係る経費(賃金含む。)を1/2以内で補助する。	新規	○	○	○
6	農産物等生産振興事業	農産物の生産等に係る各種経費を1/2等の割合で補助する。	継続	○	○	○
7	鳥獣被害対策事業	ニホンジカの捕獲、電気柵の整備への補助。	継続	○	○	○

8	家畜防疫対策事業	畜産関係団体が行う家畜伝染病の予防及びまん延防止に要する経費に対し、補助金を交付する。	継続	○	○	○
9	畜産農家人工授精補助事業	家畜人工授精師の所属する団体が町内の畜産農家が飼養する繁殖雌牛に対して、人工授精（受精卵移植を含む）を行う経費を対象とする。	継続	○	○	○
10	大槌町産木材流通促進事業	森林所有者や森林所有者から当該補助金の申請、受領事務の委任を受けた森林組合等に対して交付する。	継続	○	○	○
11	大槌町産材等利用住宅促進事業	住宅新改築の補助 町産材使用 200,000円 町内業者発注 100,000円	継続	○	○	○
12	原木しいたけ新規参入支援事業	原木しいたけの生産における新規参入の促進及び新規参入者の定着を支援し、もって原木しいたけの生産量の増大を図ります。	継続	○	○	○
13	大槌町魚市場水揚げ振興対策事業補助金	大槌町廻来船誘致協議会が行う、水揚げ振興対策事業に補助するものです。	継続	○	○	○
14	水産業振興事業	地域水産業振興のため、漁協を通じて漁業生産者を支援し、生産性の向上及び安定収量の確保を図ります。平成32年度より、国庫事業が終了し、アワビの種苗放流を行います。	継続	○	○	○
15	美味しい大槌消費拡大事業	産直施設等において、町産農林水産物を加工した試食品の提供、生産物や生産者のPRボードの掲示、レシピ提供を行います。	継続	○	○	○
16	町有林森林認証取得事業	FSC (forest stewardship council: 森林管理協議会) の国際森林認証の取得を行います。	継続	○	○	○
17	広葉樹更新活用事業	広葉樹の更新伐採を行うことにより、広葉樹林の若返りを図り、搬出される木材をホダ木や用材、チップ等として活用します。また、民有林広葉樹の更新支援を行います。	新規	○		
18	さけます種苗生産施設復旧事業	さけますふ化場(第1)の復旧のため、改修工事を行うもの。	継続	○	○	○

19	大槌町地域産業イノベーション事業	新産業創出のため、農林水産業生産物の養殖栽培実証を行い、新規種目や生産量の拡大を図ると共に、これら生産物を基に新たな加工品の開発や付加価値化を促進し、一次生産から二次加工、販売までの一体的な産業の活性化を図ります。	継続	○	○	○
20	農業次世代人材投資事業補助金	新たに就農する方に対し、就農直後の経営確立を支援するため、補助金を交付します。	継続	○	○	○
21	新規就農者総合支援事業	将来に向けて持続可能な力強い農業を実現するため、新規就農者や就農に向けた取組みに支援するとともに、町内における新規就農者の育成と早期定着を図り、農業の活性化と農業振興につなげます。	継続	○	○	○
22	養殖漁業経営安定化促進事業	養殖漁業生産量の維持、拡大を果たすため、種苗購入や施設の新増設に係る負担軽減を図ります。養殖業の経営及び安定を推進するため、既存養殖棚の維持・管理（台風や大雨により養殖棚に漂着した、または、養殖棚周辺に漂流する流木やゴミの撤去作業）に係る負担軽減を図ります。	継続	○	○	○
23	農地中間管理事業	農地を貸したい者と借りたい者を農地中間管理機構が仲介し、貸借に係る手続きを一元化する。	継続	○	○	○
24	森林経営事業	森林資源の循環利用を図り、町有林の適正管理を行うため、造林、下刈り、間伐、更新伐などを行ないます。	継続	○	○	○
25	主要林道維持管理事業	主要林道の保全に必要な道路パトロール、維持補修、除草及び支障物撤去などといった維持管理に必要な業務を委託するもの。	新規	○	○	○
26	森林経営管理事業	森林所有者に対し、意向調査を行い、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ります。	新規	○	○	○
27	ナラ枯れ防除事業	ナラ枯れ被害の原因となるカシノナガキクイムシの駆除及び蔓延防止のため、防除事業を行います。	継続	○	○	○

28	磯焼け対策事業	磯根資源の回復のため、磯焼け被害の原因について、調査、分析、検討を進めます。	継続	○	○	○
----	---------	--	----	---	---	---

## 第2節 働きやすく、骨太なおおつちの商工業の推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	おおちゃん融資制度事業	事業者の再建が進むにつれ、補助申請件数も伸びており、継続的な実施が求められる。	継続	○	○	○
2	企業立地促進補助金交付事業	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助（製造業等立地支援事業）の採択を受けている事業所等が、町内に工場等を新設又は増設する場合に要する経費について、補助金を交付します。	継続	○		
3	中小企業被災資産復旧費補助金交付事業	震災により被害を受けた施設や設備と同程度のものを復旧するためにかかる経費に対して県・町から対象経費の補助を行います。	継続	○		
4	UIターン就業支援事業	新たに町内に転入し、就業したUIターン者に対し、条件を満たす場合、助成金を交付します。	継続	○	○	○
5	雇用マッチング支援事業	釜石公共職業安定所等と連携し、地域産業の実状に即したより安定的で長期的な仕事につなげるための就労支援を実施します。	継続	○	○	○
6	地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付事業	沿岸の基幹産業である水産加工事業者が新規雇用者確保のために必要な宿舍等の整備に係る経費を補助します。	継続	○		
7	奨学金返還補助助成事業	町内に住所を有し、就学時に奨学金の貸与を受けた者に対し、条件を満たす場合、奨学金返還額に応じて助成金を交付します。	継続	○	○	○
8	企業立地奨励措置事業	産業の振興と雇用の促進を目的として、町内に事業所を新設又は増設した事業者で、本制度の適用を行うため町長から指定を受けた者に対し、固定資産税課税の免除及び減額、雇用奨励金の奨励措置を行います。	継続	○	○	○

9	釜石大槌地域産業育成センター補助事業	連携する公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センターが行う事業に要する経費に対し、公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター中小企業育成支援事業補助金交付要綱（平成 25 年大槌城告示第 120 号）及び公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター運営費補助金交付要綱（平成 25 年大槌町告示第 119 号）により補助金を交付するものです。	継続	○	○	○
10	大槌商工会運営費補助事業	大槌商工会が行う事業及びその運営に対し、補助金を交付。	継続	○	○	○

### 第3節 おおつちらしい観光物産戦略の展開

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	おおつち鮭まつりPR事業	おおつち鮭まつりの企画・運営を委託するものです。	継続	○	○	○
2	海水浴場開設事業	吉里吉里海岸海水浴場の開設に係る海中調査を実施するとともに、同海水浴場開設・閉設に係る企画・運営を委託・開催するものです。	継続	○	○	○
3	おおつちの魅力発信強化事業	新たな特産品の開発や、消費者動向に合せた既存商品の改良などを行うことにより、より販売力・質の高い商品の生産を図る。 また、大槌町内で楽しめる独自性の高い「食」を提供することにより、近隣他市町村を含めた町外からの交流人口の拡大を図る。これらの取組より、大槌町の知名度アップ（食のファンの拡大）、来町者（来店者）の増加、特産品を含めた町内生産物の売上量増加などを促進する。	新規	○	○	○

4	ジビエDEお おつち事業	<p>(1) ジビエ基盤整備事業 町内において「捕獲」から「ハンター育成」までのサイクルを作り、持続可能なソーシャルビジネスの基盤を構築するとともに、ジビエ業界の好循環化に資する取り組みを行う。 ①ジビエサイクルの構築 ②コミュニティ・ショッピングプラットフォームによる、事業基盤及び市場の構築。</p> <p>(2) ジビエPR事業 ① 町内における多角的展開 ジビエ料理やジビエツアー等のジビエ関連事業の多角展開及び町内のジビエ取扱い店舗と連携した観光客誘致及び交流人口拡大に資する取り組みを行う。 ② 広域のプロモーション展開 ショッピングプラットフォームでのマッチングによる繋がりを活かし、ジビエ需要拡大のためのフェア及びフェス等のイベントを開催し、ジビエの需要拡大及び観光客誘致及び交流人口拡大に資する取り組みを行う。</p>	新規	○	○	○
5	特産品PR事業	<p>特産品パンフレット作成事業：観光パンフレットと併せ、再構成の必要を検討し、世間情勢に適したパンフレットを作成する。 特産品出張PR事業：観光交流協会へ委託し、町外で開催される物産展等において、町内事業者の商品の紹介及び販売や、大槌町の観光PRを実施。 特産品販売促進事業：現状と課題を踏まえ、販売チャンネル等のあり方を検討する。</p>	継続	○	○	○
6	大槌まつりPR事業	秋の観光資源である大槌まつりを開催し、観光資源の保全、伝統事業の保存継承を図るとともに、交流人口の拡大につなげ、大槌町の観光振興を図ります。	継続	○	○	○
7	大槌町郷土芸能定期公演支援事業	郷土芸能事業者又は観光事業者等で町内に所在し、かつ、町内の郷土芸能等を定期的に披露する計画がある者に対して、大槌町補助金交付規則（大槌町規則第12号）、大槌町補助金交付規程（大槌町訓令第7号）及び大槌町郷土芸能定期公演支援補助金交付要綱により補助金を交付するもの。	継続	○	○	○
8	景観環境保全事業	大槌町観光ビジョンに位置づけている景観を守るため、来訪者が快適に町内を周遊するように観光の環境を保全します。	継続	○		

9	自然公園保護事業	当町と岩手県との間で、自然公園の保護及び適正な利用を目的に、自然公園保護管理員設置業務委託を締結し、自然公園保護管理員を設置することにより、自然公園の保護に努めます。 自然公園保護管理員は、大槌町における自然公園内（シーニックライン「筋山」から「崎山」の間、緑地公園内展望台、浪板海岸）の定期的なパトロールを実施。業務委託を締結し自然公園の保護に努め定期的な監視パトロールしています。	継続	○	○	○
10	にぎわい創出連携イベント事業	ラグビーワールドカップ 2019 や三陸防災復興プロジェクトなど、各市町村を開催地として行なわれる各種イベントにおいて、相乗効果が得られるイベントの企画・運営を委託するものです。	継続	○	○	○
11	一般社団法人大槌町観光交流協会運営費補助事業	大槌町の観光、商業及び文化の振興を図り、交流人口の拡大に資するため、一般社団法人大槌町観光交流協会が行う事業の負担を軽減することで事業の推進を図ります。	継続	○	○	○
12	観光・物産イベント実施事業	大槌町内で催される観光物産イベントに対して、そのPRに係る経費へ補助金を交付する。	継続	○	○	○
13	観光パンフレット作成事業	観光パンフレットを作成し、町内の観光及び飲食物産の販売を促進する。	継続	○	○	○
14	三陸♥おおつちPR大使制度事業	大槌町の将来の発展に寄与する助言等を得ることができる町出身者及び町にゆかりのある方を「三陸♥おおつちPR大使」として委嘱し、大槌町の魅力や良さを全国に発信することで大槌町のイメージアップを図ります。また、各大使の業務領域を活用し、連携事業を検討します。（令和2年度は、実写映像（主に大友大使）、アニメ関連イベント（主に佐藤大使）の実施検討を行います。）	継続	○	○	○
15	広域連携事業	県内で、大槌町を含む広域連携事業を促進する各団体に負担金を支出しています。	継続	○	○	○
16	福幸きらり商店街跡地活用事業	検討委員会設置、ワークショップ、道の駅基本計画策定、基本設計、建設工事	新規	○	○	○

17	インバウンド事業	復興ありがとうホストタウン（台湾／サウジアラビア）関連事業・本競技大会開会中、現地での観戦やパブリックビューイングなどを開催し、町全体で本競技大会参加選手の応援・大会後は、本競技大会出場選手に訪問してもらい、町の復興した姿をみてもらうとともに、子どもたちとの交流く外国人向けPR	新規	○	○	○
----	----------	---	----	---	---	---

## （２）第２章 健康でぬくもりのあるまちづくり

### 第１節 地域福祉の推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	協働による包括的支援体制の充実	町と、地域の住民や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめとする関係機関が、それぞれの役割分担のもとで把握した地域課題を共有し、分野を超えて包括的に支援するための対応方法について協議する場を設置します。	継続	○	○	○
2	大槌町社会福祉協議会補助事業	大槌町社会福祉協議会から補助金要望書を受け、大槌町社会福祉協議会の運営支援及び民生委員活動事業費及び各種福祉団体への活動補助として、補助金を交付。	継続	○	○	○

### 第２節 子育て環境の充実

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	放課後児童健全育成事業	大槌町立小学校の児童で、保護者の就労等により昼間家庭において保護を受けることができないものに対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、もってこれら児童の健全な育成を図ります。	継続	○	○	○
2	一時預かり事業	平成 26 年 4 月 1 日以降に採用された保育補助者がいる施設で、かつ保育補助者を採用した月の前年同月時点の人数を比べ、同等又は多いようであれば対象となる。月あたり 9 万円の補助。 ※保育に直接従事している保育補助者は対象とならない。	継続	○	○	○

3	延長保育補助事業	支給認定を受け、保育所等を利用している児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の助成を行うことにより、必要な保育を確保します。	継続	○	○	○
4	障がい児保育補助事業	各月初日に在籍する障がい児数に応じて、1月あたり6万円を補助。	継続	○	○	○
5	保育体制強化事業	平成26年4月1日以降に採用された保育補助者がいる施設で、かつ保育補助者を採用した月の前年同月時点の人数を比べ、同等又は多いようであれば対象となる。月あたり9万円の補助。 ※保育に直接従事している保育補助者は対象とならない。	継続	○	○	○
6	保育補助者雇上強化補助事業	下記の条件を満たす場合に対象となる。 ・保育士資格を有していない者 ・原則、勤務時間が週30時間以下であること ・保育に関する40時間以上の実習を受けた者、又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体で認めた者	継続	○	○	○
7	病児保育事業	町内での実施が困難であるため、釜石市との定住自立圏共生ビジョンにて協定を結び、釜石市内の病児対応型実施保育園を広域利用できるようにし、児童の福祉の向上を図るもの。 大槌町の利用者数に応じた、負担金を釜石市へ支払うもの。	継続	○	○	○
8	保育士等確保支援事業	①保育士等給与加算：採用後3年間の給与を、4年目と同額まで引き上げるための給与加算を行う。(各園の給与規定に基づく)【町単独事業】 ②保育士等宿舍借り上げ事業：民間保育園が、保育士等を入居させるための宿舍を借上げた場合に、月上限82,000円まで補助する。 【保育対策総合支援事業 国1/2：町1/4：事業者1/4】 ③保育士等引越費用助成事業：採用に伴い、他市町村から転入する場合の引越費用を上限10万円まで補助する。【町単独事業】	継続	○	○	○

9	子ども妊産婦及びひとり親家庭医療費給付事業	適正な医療を確保し、心身の健康を保持するとともに生活の安定を図るため、小学生世代までのお子さんや妊産婦及びひとり親家庭を対象に医療費給付事業を実施します。	継続	○	○	○
10	すこやか子育て医療給付事業	子どもを生み育てやすい社会の実現に寄与するため、中学生世代までのお子さんを対象に医療費給付事業を実施します。	継続	○	○	○
11	キャリアアップ研修実施事業	釜石市で実施するキャリアアップ研修に、町内保育士等も参加できるよう費用の一部を負担するもの。	継続	○	○	○
12	民間保育所等運営費事業	国で定めている公定価格を基に、定員数等に応じた金額を支払う。	継続	○	○	○
13	いきいき岩手結婚サポートセンター登録料負担金	公益財団法人いきいき岩手支援財団が運営するいきいき岩手結婚サポートセンター(i-サポ)利用料補助：i-サポの入会登録料を助成（助成対象者1人につき1万円。1回まで。）	継続	○	○	○
14	育児休業取得推進事業	町内企業に対し、育児休業の取得を推進するための各種情報提供・啓蒙活動・補助などを行い、育児休業の取得率を向上させることで、「安心して結婚・出産・子育てができるまち」の実現を図る。	継続	○		
15	出会い応援事業	少子化・晩婚化が進む町内において、独身男女の出会いの機会を提供する必要がある。	継続	○	○	○
16	結婚新生活支援事業	新規に婚姻した世帯に対し引越費用の一部を補助する。	継続	○	○	○
17	地域子育て支援センター委託事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。各施設、特色を生かした事業が可能。利用するにあたって、事前に予約等は必要ない。	継続	○	○	○
18	特定不妊治療費助成事業	不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けた五風に対し、治療費の一部を助成する。 1回の治療につき10万円を限度（通算回数：治療開始時の妻の年齢が40歳未満時は6回、40歳以上は3回）	継続	○	○	○

19	母子保健事業	母子に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図ります。	継続	○	○	○
----	--------	---	----	---	---	---

### 第3節 健康づくりの推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	特定健康診査等事業	国民健康保険被保険者を対象に集団方式にて各地区を巡回し、年2回特定健康診査を実施します。また、健診の結果、生活習慣を改善する必要がある方に対し健康状態などに見合った特定保健指導を実施します。	継続	○	○	○
2	成人歯科保健事業	歯磨きをはじめとする歯の疾患予防と口腔機能の維持向上重要性について、町民への理解を深めること。定期的な歯科検診の重要性やかかりつけ歯医者を持つことの普及啓発	継続	○	○	○
3	予防接種事業	<p>予防接種法に基づく定期予防接種、接種対象者は各医療機関で個別接種方式により無料で接種可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A類疾病：麻しん・風しん（MR 1期、2期）、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、小児肺炎球菌、日本脳炎、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ（二種混合、四種混合）、B型肝炎、結核（BCG）、水痘、子宮頸がん（ヒトパピローマウイルス）、ロタウイルス（R2.10月から接種開始予定）、風疹第5期（H31.4月から3年間定期へ）</li> <li>・ B類疾病：季節性インフルエンザ、高齢者肺炎球菌</li> </ul>	継続	○	○	○
4	健康づくり推進事業	健康運動普及推進員養成講座	継続	○	○	○
5	食生活改善推進事業	(1)食生活改善推進員養成講座の実施 実施される口座の7割以上出席で修了となり、食生活改善推進員として、値域で活動する人材の育成。(2)地区リーダー養成研修会の実施研修会参加後、地域の研修会を食生活改善推進員が中心となり実施。	継続	○	○	○
6	食育支援事業	乳幼児相談における集団食育指導 小児生活習慣病予防教室	継続	○	○	○

7	がん検診事業	がん検診の実施 胃がん・大腸がん・肺がん・肝胆腎エコー検診（対象：40歳以上） 乳がん検診（対象：40歳以上・女性）、子宮頸がん健診（対象：20歳以上・女性） 前立腺がん検診（対象：50歳以上・男性）	継続	○	○	○
8	健康相談事業	生活習慣病予防を重点課題として、40歳以上の町民に対し、保健師・管理栄養士による健康講話や調理実習を含めた栄養指導等を行い、家庭における健康管理を図る。町民の方が気軽に相談できる場として、今年度より町内商業施設において月1回出張健康相談を実施している。また、岩手県で設定している毎月28日「いわて減塩・適塩の日」に併せて開催することで、減塩も含めた食生活改善普及活動も実施。	継続	○	○	○
9	訪問指導事業	要指導者、閉じこもり等、介護家族に対し、必要に応じて保健師、管理栄養士による訪問指導を行う。	継続	○	○	○
10	健康教育事業	生活習慣病の予防及び健康の保持増進を図るため40歳以上の町民に対し、保健師・管理栄養士等により健康講話や調理実習を含めた栄養指導等を行います。	継続	○	○	○
11	健康診査事業	特定健康診査と同時に実施	継続	○	○	○
12	インフルエンザ予防接種助成事業	生後6か月から高校3年生相当までを対象とした、季節性インフルエンザ予防接種費用に対する助成を実施（1回接種あたり2,000円の助成 ※2回接種を要する13歳未満については、2回目についても2,000円の助成）	継続	○	○	○
13	総合健康づくり事業	運動教室（健幸運動教室）の実施	継続	○	○	○
14	健康まつり開催事業	関係団体の協力のもと、生活習慣を振り返り、改善する機会として開催している。むし歯ゼロ表彰式や各種測定コーナーとして、歯科、病院、食生活、運動、メンタルヘルス等を実施している。	継続	○	○	○

15	自殺対策緊急強化事業	自殺対策の各種事業（ゲートキーパー養成講座、普及啓発事業、ストレス相談事業）や関係機関との連携、町内関係課との連携。	継続	○	○	○
----	------------	--	----	---	---	---

#### 第4節 高齢者支援の推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	後期高齢者医療保健事業	後期高齢者医療の保険料徴収や資格管理・保険給付等の申請を受け付けます。	継続	○	○	○
2	老人クラブ助成事業	高齢者の地域活動の活性化を促進し、高齢者の生きがいを高め、その生活を健全で豊かなものにするため、町内の老人クラブが行う単位クラブごとの活動及び大槌町老人クラブ連合会が行う老人クラブ会員の育成事業に必要な費用の一部を補助します。	継続	○	○	○
3	シルバー生きがい就労総合支援事業	高齢者の多様なニーズに応じた就業機会を確保し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図るため、一般社団法人大槌町シルバー人材センターに対して運営費等の一部を助成します。	継続	○	○	○
4	介護予防ケアマネジメント事業	要支援1・2の方や、生活機能の低下が見られた方（事業対象者）で、予防給付（介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリ、介護予防居宅療養管理指導等）を利用せず、総合事業のみ利用する方を対象に、その心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにケアプランを作成、または作成を委託し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。	継続	○	○	○
5	介護予防把握事業	町民、各関係機関等との連携において把握した情報に基づき、高齢者のフレイルや閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に発見し、住民主体の介護予防活動等に繋がります。	継続	○	○	○

6	介護予防普及啓発事業	高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、お元気教室、65歳到達者健康教室、高齢者なんでも相談会、巡回型健康相談、鶴亀仙（川）柳コンクールといった運動や専門職による講義・指導、相談会を実施し、介護予防の意義や知識の普及啓発を行います。また、教室の内容についてニーズ調査を行い、毎年参加者が見込める内容を実施します。	継続	○	○	○
7	地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場を充実させるための土台作りとして、通いの場の運営する者への補助金の交付や、運営の委託を行います。また介護予防サポーター養成講座を実施することで、地域住民の介護予防の知識を増やし、高齢者自身の特技や趣味を活かした集いの場や地区住民の繋がりや支え合いを育む住民を養成します。	継続	○	○	○
8	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的知見を有する釜石リハビリテーション協会より、各種介護予防教室等で技術的助言をいただき、また運動機能向上に向けた運動プログラムの作成を委託することで、介護予防の正しい運動について普及啓発しています。	継続	○	○	○
9	介護予防サービス計画事業	要支援1・2の方で、予防給付（介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリ、介護予防居宅療養管理指導等）を利用する方を対象に、その心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにケアプランを作成、または作成を委託し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。	継続	○	○	○
10	介護予防・生活支援事業	在宅生活の自立支援及び心身の健康、清潔感の保持のため、寝たきり状態の方に対し、訪問理美容サービスの提供や寝具洗濯乾燥消毒サービスの提供を行います。 また、居宅での生活が一時的に困難になった場合、生活習慣の指導や体調の管理を行うため、原則7日までとして養護老人ホーム等に入所を委託しています。	継続	○	○	○
11	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	要援護高齢者等が居住する住宅のトイレ、浴室等の改善、段差解消、手すりの設置等で要援護高齢者等の日常生活動作又は介護動作の向上に資すると認められる改修に要する経費の一部を補助します。	継続	○	○	○

12	在宅複合型施設整備事業補助金	第1期大槌町介護保険事業計画期間に必要と見込まれた介護保険サービス基盤を整備した社会福祉法人に対し、その整備に係る費用の一部を補助します。	継続	○		
13	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域における一体的な生活支援等のサービス提供体制整備を推進します。また、様々な事業主体で構成する生活支援・介護予防サービス協議体を設置・運営し、定期的な情報の共有と連携強化を図ります。	継続	○	○	○
14	介護保険サービス利用者負担助成事業	県と町に対し利用者負担の軽減を行う旨申し出を行った社会福祉法人等が、低所得の要介護認定者等に介護保険サービスを提供する際に本来受領すべき利用者負担額等の軽減を行った場合、その必要な費用の一部を補助します。	継続	○	○	○
15	介護施設等整備事業	小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス提供施設を整備する者に対し、その費用の一部を補助することにより、高齢者のニーズに応じた介護サービス提供基盤の確保及び充実を図ります。	継続	○	○	○
16	介護予防・生活支援サービス事業費（第1号事業）	介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス（従来型訪問事業、通所型事業、配食サービス等）を提供することにより、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図ります。	継続	○	○	○
17	成年後見センター委託事業	今後、高齢化率の上昇が見込まれており、高齢者独居、身寄りのない高齢者などが認知症になり、成年後見の利用が必要になる方が増加することが予想され、制度に係る相談支援体制の強化の為、制度に特化した体制を整備する必要があり、また成年後見人等を担う人材が不足していることから、市民（町民）後見人等の担い手を育成が必要です。相談支援や市民後見人の育成等には専門的知識が不可欠であることから、成年後見センターを釜石市・遠野市・大槌町の合同で設立し、釜石社協に業務を委託します。	継続	○	○	○

18	老人保護措置費	65歳以上の高齢者で、在宅において日常生活を営むのに支障があるが、やむを得ない事由（要介護認定を受けられないことが見込まれる場合、高齢者虐待が疑われる場合等）により、介護保険による介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合、最終的な手段として養護老人ホームに入所を委託し、高齢者の福祉を図ります。	継続	○	○	○
19	包括的支援事業	高齢者の総合相談窓口として相談を受け付け、適切な医療・福祉サービスに繋げる支援を行うほか、高齢者実態把握のため高齢者台帳を整備し、孤立状態や必要なサービスに繋がっていない高齢者がいないか調査、状況により訪問を実施します。また、町内事業者の住民の見守りの協定や、介護事業所のケアマネジメント支援、消費者被害（詐欺等）や成年後見制度利用の支援といった各種関係機関とのネットワーク構築を行い、高齢者虐待や認知症徘徊行方不明といった緊急時の対応、検証も行います。	継続	○	○	○
20	地域ケア会議推進事業	個別ケースの事案について実務者レベルの「個別地域ケア会議」、「小地域ケア会議」を開催し、そこで蓄積された地域課題を関係者と共有するための「地域ケア会議」を開催していきます。そこで把握された課題を普遍化し、地域課題を解決していくために、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを構築し、地域包括ケアの社会基盤整備を行います。	継続	○	○	○
21	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を申し立てることができないことを確認後、成年後見等開始の審判申立に要する費用（診断書、郵券料、手数料等）及び成年後見人等の報酬を助成金として交付します。	継続	○	○	○
22	在宅重度要介護者介護用品給付事業	在宅の重度要介護者等で、おむつ等を常時使用することが必要である者に対し介護用品を給付することにより、本人及び介護に当たる同居家族の居宅での日常生活における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ります。	継続	○	○	○

23	在宅医療・介護連携推進事業	医療機関と介護事業者等の関係者の連携を推進するため、在宅医療・介護連携シートを作成し、入退院（所）時の医療機関及び介護事業所へ送付し、運用しております。 NPO 法人釜石・大槌地域医療連携推進協議会で運用する、かまいし・おおつち医療情報ネットワーク「OKはまゆりネット」にて、医療・介護の情報を共有することが可能であるため、事務局運営会議等に参加し、釜石・大槌保健医療圏域の在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。	継続	○	○	○
24	認知症サポーター養成事業	地域の人々が認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る地域の応援者となれるよう、国・県が主催する「キャラバンメイト養成研修」を受講した講師が、養成講座基本カリキュラムの沿って研修を行い、町民参加による安心して暮らせるまちづくりの取組みに繋がられるようにすること、及び認知症の人が尊厳を持って地域で暮らし続けられるように支援するサポーターを要請します。また養成講座修了者にはサポーターの証となるオレンジリングを交付します。	継続	○	○	○
25	認知症総合支援事業	認知症の疑いがあるが医療や介護に繋がっていない方を対象に、専門職で構成される認知症初期集中支援チームによる相談介入や情報共有、及び支援方法の検討等を行います。また、認知症本人やその家族、介護者を対象に認知症カフェによる悩み相談や意見共有の場を設け支援体制の強化を図ります。徘徊による行方不明対策及び地域の見守り体制を支援するため、ご近所みんなで声かけ訓練、認知症井戸端会議を実施し、地域住民の認知症の理解を深め、住み慣れた地域で生活を続けていく支援を行います。	継続	○	○	○
26	家族介護支援事業	在宅で介護している家族及び援助者等に対し、介護に関する情報提供や、在宅で介護する者との悩み共有、交流の場として家族介護教室を開催します。	継続	○	○	○

27	配食サービス事業	高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯等に対し、高齢者が食べやすい弁当の配達をし、定期的な見守りを継続することで、住み慣れた地域での居宅生活の自立支援を図り、訪問時に気になる本人の状態の変化等が見られた場合には、大槌町地域包括支援センターに情報提供するよう依頼しています。	継続	○	○	○
28	住宅環境改善事業	町内に居住する要援護者等の居宅に専門職（理学療法士・作業療法士等）を派遣、または対象者に対して講座を開催し、住宅環境の整備点検、助言等を実施します。	継続	○	○	○
29	ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業	ALSOK に委託しており、対象者宅に専用機器を設置し、専用コールセンターには、臨床経験1年以上の正看護師又は実務経験1年以上の保健師を配備の上、365日24時間体制で対象者からの健康相談・通報に対応し、専門的な相談に対し正看護師等に指導・助言する為に平日日中において原則として医師を配置し、その他に管理栄養士、介護支援専門員等の医療・福祉関係の有資格者を配置しています。	継続	○	○	○
30	住宅改修理由書作成支援事業	介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する被保険者が、適切なマネジメントを受けられるよう、理由書作成者の所属する事業所等に対して、住宅改修支援費（理由書作成費）を支給します。	継続	○	○	○

## 第5節 障がい福祉の推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	地域生活支援事業	障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与します。	継続	○	○	○
2	障がい者相談支援事業委託料	相談支援専門員を配置している施設で障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者の介護に携わる方々がスムーズに相談できるよう専門職員を配置します。	継続	○	○	○

3	障がい者地域活動支援センターⅠ型事業委託料	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。	継続	○	○	○
4	障がい者理解促進研修・啓発事業委託料	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。	継続	○	○	○
5	手話奉仕員養成研修事業委託料	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的に手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。	継続	○	○	○
6	障がい者等地域活動促進事業補助金	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を行う団体等に対し補助金を交付します。	継続	○	○	○
7	成年後見制度支援補助金	成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者総合支援法規則で定める費用の一部の負担軽減を図ります。成年後見人報酬を支払えない被後見人に報酬額の負担軽減を図ります。	継続	○	○	○
8	日中一時支援事業	障がい者及び障がい児の活動の場を確保するとともに障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中一時的な見守り等の支援を行います。	継続	○	○	○
9	移動支援事業	障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。	継続	○	○	○
10	【再掲】 成年後見センター委託事業	成年後見制度を円滑に利用することができるよう支援を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図り、地域で安心して暮らせる環境を確保します。	継続	○	○	○

11	障がい者 (児)の就 労支援の充 実	就労支援の充実、居住の場の確保、事業者への働きかけを推進するため、定住自立圏形成協定に基づき、釜石市との連携により自立支援協議会の運営を支援します。 また、町、特別支援学校、事業者等が連携し、個々の生徒に応じた卒業後の就労等に関する進路支援を協働で実施します。	継 続	○	○	○
----	-----------------------------	---	--------	---	---	---

## 第6節 医療の充実

No	事業名称	概要	分 類	期間		
				2020	2021	2022
1	救急医療対策事業（第2次救急医療施設事業）	圏域の救急医療体制を確保するため、関係医療機関と連携し、二次救急医療の実施を支援します。	継 続	○	○	○
2	救急医療対策事業（在宅当番・救急医療情報提供実施事業）	圏域の休日の医療体制を確保するため、釜石市・釜石医師会・釜石歯科医師会と連携し、初期救急医療の実施を支援します。	継 続	○	○	○
3	岩手県国民健康保険団体連合会市町村医師養成事業	県内の市町村と県が財源を負担し、医師を目指す学生に奨学資金を貸し付ける医師養成事業に要する経費の一部を助成します。	継 続	○	○	○
4	国民健康保険給付事業	被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡などに対して必要な保険給付を行います。	継 続	○	○	○
5	保健衛生普及事業	国民健康保険事業の円滑・適正な運営や財政の安定化を図るため、医療費の適正化に取り組みます。	継 続	○	○	○
6	大槌町献血推進協議会補助金	安全な血液製剤の安定供給を確保するため、岩手県赤十字血液センターが実施する献血事業への協力と、献血事業実施に向けた活動に対し、大槌町献血推進協議会へ補助金を交付します。	継 続	○	○	○

### (3) 第3章 学びがふるさとを育てふるさとが学びを育てるまちづくり

#### 第1節 生涯を通してつながる学びの推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	学びつなぎプラン事業	義務教育の9年間だけでなく、高校教育、幼児教育を合わせた15年間で学びがつながるよう、教育目標の共有・連携を推進していきます。	継続	○	○	○
2	大槌型一貫教育推進事業	町内の小中義務教育学校が高等学校及び幼稚園・保育園・こども園と繋がり、またそれぞれが地域と繋がりながら、0～18歳まで一貫した教育を推進します。	継続	○	○	○
3	公民館事業	新たな公民館施設が設置されるなかで、震災前の地域コミュニティを早期に復興すべく、分館及び集会所活動の各方面にわたる事業の推進を行うとともに、各地区の公民館相互の連携を強化を図ります。	継続	○	○	○
4	成人式事業	町内出身者の新成人を祝うための成人式を実施します。通常の式典、及び実行委員会主催が主催するアトラクション（スライドショー・恩師の言葉・吹奏楽部による演奏・写真撮影など）の2部構成で開催します。	継続	○	○	○

#### 第2節 地域へと広がる魅力的な学びの場づくり

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	大槌高校魅力化推進事業	魅力的な高校づくりを県立高校と町が協働して行うことで、高校の安定的存続と人材育成の実現を図ります。 大槌高校に専門の外部スタッフを複数名入れ、魅力化事業を推進します。	継続	○	○	○
2	コミュニティ・スクール推進事業	保護者・地域・関係機関等に理解を図りながら、学校運営を行うようコミュニティ・スクールの推進します。	継続	○	○	○
3	スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカーを各学園に派遣し、必要な支援へつなげます。 学校・地域・関係機関が連携して支援できる体制を構築します。	継続	○	○	○

4	家庭教育事業	現代の家庭や子どもたちを取り巻く諸問題・課題等を取り上げ、学校、保護者との連携を図りながら、今日的な題材やテーマに即した講座を専門の講師や先生を招へいして実施しています。	継続	○	○	○
5	放課後等学習支援活動事業	学校や家庭ではない放課後の居場所で、主体性のある豊かな学び・体験を通し、これからの時代を主体的に生きる力を育みます。	継続	○	○	○

### 第3節 町民の学習活動の推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	国際理解教育事業（国際交流事業）	平成9年10月に開催された「全国豊かな海づくり大会」を契機に、アメリカ合衆国カリフォルニア州フォートブラッグ市との交流が開始された。現在も大槌町国際交流協会を中心に生徒間交流事業が継続されており、豊かな国際感覚を身につけた町の未来を担う人材育成を図るとともに、生徒間交流事業を通じて地域が異文化に触れることで、町全体の国際文化理解と親善を促進します。	継続	○	○	○
2	外国語特別指導助手（ALT）派遣事業	姉妹都市である米国カリフォルニア州フォートブラッグ市より招聘した外国語指導助手（ALT）を、町立小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、担当教諭と共に授業に入り、英語学習指導を行います。ネイティブな英語を話すALTを活用し、主体的かつ対話的な英語授業を展開していくことで、児童生徒の学習意欲・関心を高め、基本的な英語コミュニケーション能力を養います。また、姉妹都市フォートブラッグ市より招聘したALTという特性を活かし、姉妹都市交流に関する意識啓発、交流事業の円滑化を図ります。	継続	○	○	○
3	姉妹都市生徒間交流事業	姉妹都市であるアメリカ・カリフォルニア州フォートブラッグ市との友好関係を活かした国際交流事業を実施します。	継続	○	○	○

4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会運営事業	<p>■オリンピック</p> <p>①三陸鉄道で宮古方面から運ばれてくる「復興の火（聖火）」の停車駅として、おもてなしやイベント実施。</p> <p>②県公募(1名)及び町推薦(1名)並びに関係企業等(13名)からのランナーが参加する「聖火リレー」の運営、イベント実施。</p> <p>■パラリンピック</p> <p>③採火のうえビジットし、県がそれを集火する「聖火フェスティバル」の実施。</p>	新規	○		
5	大槌町郷土芸能活性化事業補助金	主な事業としては、毎年開催される大槌町郷土芸能祭開催に係る共催事業の展開。無形民俗文化財調査等の連携を図っております。	継続	○	○	○
6	大槌町芸術文化協会補助金	大槌町が大槌町芸術文化協会の運営補助として補助金を支出しています。大槌町民俗文化祭を中心に震災後の事業展開を実施しています。岩手県芸術文化協会との連携強化。岩手県芸術祭協賛支援しています。	継続	○	○	○
7	町民文化祭事業	町民の積極的な芸術文化活動を推進するため、年に一度、展示部門と発表部門を中心に町民文化祭を開催します。また、菊花展や呈茶・お茶会も開催します。	継続	○	○	○
8	青少年劇場事業	音楽や演劇、舞踊、狂言鑑賞などの芸術鑑賞をすることで、直接芸術に触れる喜びと充実を図ります。	継続	○	○	○
9	大槌町チャレンジデー実行委員会補助金	生涯にわたる、健康・体力作りを推進するための機械を提供するとともに町民相互の交流と親睦を深めることを目的として、笹川スポーツ財団主催事業である「チャレンジデー」に大槌町が参加している。この取組における町の実施主体である大槌町チャレンジデー実行委員会へ運営補助金を支出。 「チャレンジデー」とは、対戦相手（市区町村）とスポーツを15分間以上続けた人口の参加率を競います。	継続	○	○	○
10	大槌町体育協会補助金	大槌町体育協会及び傘下の大槌町スポーツ少年団本部への運営事業補助金として支出しています。	継続	○	○	○

11	図書館事業	企画展や実技講習の実施を行い、訪れたことが無い人も図書館へ足を向けたいくなるような取り組みを行います。生涯各世代に合わせたサービスの展開を行います。学校図書館への支援・連携を行います。常に変化する世情や利用者の興味関心に応えるべく資料の充実を図ります。	継続	○	○	○
12	文化財保護事業	前川善兵衛顕彰事業に係る当家文書の解読調査、イトヨ情報発信事業及び湧水活用事業の展開、無形民俗文化財の指定調査、郷土の文化や歴史を周知するための大槌ふるさと大槌学講座の開催などを展開します。また、大槌町文化財保護審議会開催や天然記念物食害対策事業等も実施します。	継続	○	○	○
13	埋蔵文化財発掘整理事業	地域の歴史的・文化的に貴重な財産である文化財が、町内外で広く関心をもち生涯にわたる学習意欲を高めるため、緊急発掘調査（被災した考古資料等含む）で出土した遺物等を適正に保存・管理・整理等を行うとともに、町の歴史文化を正しく伝え、地域の特色ある文化財の総合的に公開・活用を進めます。	継続	○	○	○

#### 第4節 学ぶ環境の整備

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	大槌町立学校長寿命化計画策定事業	各学園施設の建築物状態の確認と今後の施設改修・施設改築の計画を策定して、児童生徒が安全に授業することができる学校環境を維持継続していきます。	新規	○		
2	大槌こどもセンター管理運営事業	放課後子供教室事業を実施するスタッフを配置し、様々な体験活動を実施します。学校生活とは異なる、異学年の児童との共同活動や地域住民との社会生活の中で過ごすことで、子供たちの豊かな学びと確かな育ちを保障します。	継続	○	○	○
3	子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	学校支援地域コーディネーターを配置し、ふるさと科を中心に幅広い地域住民や企業・団体等が学校教育活動に参画することで、子供たちの成長を支え地域を創生する地域学校協働活動の推進を図ります。	継続	○	○	○

4	大槌町少年非行防推進委員会事業	学校と地域・保護者が一体となり、非行のない住み良い町づくりに貢献します。	継続	○	○	○
5	通学路安全確保事業	通学路の合同点検を定期的実施し安全の確保を図ります。	継続	○	○	○
6	スクールバス維持管理事業	スクールバスを利用する児童生徒にあわせて、運行経路および車両調整を行いながら、スクールバスを運行します。また、復興計画が令和2年度まで予定されていることから、その間は通学路の安全確保の観点より距離的要件を満たさない地域においてもスクールバスを運行する。	継続	○	○	○
7	教職員等研修事業	小中一貫教育やコミュニティ・スクールといった先進的な取り組みを教職員が学ぶことができるよう、先進地視察研修や先進地から講師を招聘したり、通信機器を活用したりして勉強会を開催します。	継続	○	○	○
8	奨学金貸付事業	意欲や能力が高いにも関わらず、経済的な理由で進学することが困難な生徒・学生に対し、「大槌町奨学資金貸付基金」の奨学金を、正規の修学年限に合わせて貸与します。成績優秀、向学心旺盛であるのにも関わらず、経済的な理由で進学することが困難な生徒・学生に対し、「大槌町まち・人づくり奨学金」を、正規の修学年限に合わせて貸与します。	継続	○	○	○
9	ことばの教室開設事業	正しい発音で伝えることができるよう、言語検査を行い、言語面に課題のある幼児を対象に早期改善に向けた指導を行います。また、その保護者の相談に対応し、関係機関と連携した支援を行います。	継続	○	○	○
10	要・準要保護児童就学援助事業	経済的理由により就学費用の負担が困難と認められる保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費などの費用の一部を援助します。	継続	○	○	○
11	特別支援教育就学奨励事業	障害のある児童が特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況に応じ、給食費や学用品費を補助します。	継続	○	○	○

## 第5節 震災伝承による防災文化の醸成

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	ふるさと科学習を通じた震災伝承の推進	大槌町震災伝承記録誌をベースに子供達向けの補助教材を制作し、「ふるさと科」で使用します。	継続	○	○	○
2	震災伝承啓発活動	震災を「忘れない」「伝える」手段として「おしゃっち」施設を活用した事業を継続的に展開します。従来の企画展示内容を深める様、内容の更新を行う他、海外の利用客向けにガイダンス映像の英語化を行います。また災害の恐ろしさを自ら体験することによって知識を深める体験型防災学習企画を実施すると共に、震災アーカイブ情報についても更に収集、登録することにより、充実したアーカイブシステムとなるよう維持管理を徹底していきます。	継続	○	○	○
3	体験型防災学習推進	大槌町文化交流センターを使用し、災害を想定した体験型の防災訓練を実施します。災害発生時や避難生活自に必要となる知識や行動などを、従来の見ているだけの訓練ではなく、自ら参加し、体験することにより、楽しみながら学べる機会を創出します。	継続	○	○	○
4	災害の記憶を風化させない事業	東日本大震災による犠牲者の鎮魂及び災害の記憶を継承していくことを目的とした「災害の記憶を風化させない事業基金」を設置し、寄附金を募ります。	継続	○	○	○
5	地区別慰霊施設整備事業	東日本大震災による犠牲者の鎮魂と震災津波の記憶を継承していくため、町方地区以外の9地域の復興協議会を対象とし、慰霊施設の整備に要する経費に対し助成します。	継続	○		
6	鎮魂の森整備事業（継続）	「鎮魂の森」を東日本大震災に関する町全体の「追悼・鎮魂」の場とするとともに、町民が日常的に集い、憩い、交流の場として永く親しまれながら、森を育てていくことを通じて、「被害と教訓」、「復興への思い・感謝」と「希望」を将来世代にメッセージとして伝え続けていくことができるような場として整備します。	継続	○	○	○

(4) 第4章 安全性と快適性を高めるまちづくり

第1節 災害に強いまちづくりの推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	防災・減災対策事業	ハード面の取り組みとして、指定避難所・指定緊急避難場所の指定・見直し、避難誘導サイン等の整備、県土木部と協働での土砂災害危険箇所の把握、防災行政無線などの情報伝達手段の多重化の検討を行います。 ソフト面の取り組みとして、地域防災力を向上させるため防災教育の充実、防災マップの定期的な更新・周知等を行います。また、災害備蓄品の更新を毎年行います。	継続	○	○	○
2	自主防災組織の活性化による地域防災力向上事業	自主防災会幹部、防災サポーター等、地域防災力の中核を担う人物を育成するため、講習会、講演会、訓練等の学習の場を充実させ、併せて次世代の地域防災の中核を担う人材の掘り起しを行います。	継続	○	○	○
3	防災訓練実施事業	訓練に際し必要となるマニュアルの作成、訓練の実施、振り返りのマニュアルへの反映をセットにして実施します。 また、訓練、及び災害時において必要となる備品等の整備も併せて行います。	継続	○	○	○
4	消防団強化事業	消防団員の装備品（資機材・被服等）を整備して、消防団員の体制の強化を図ります。また、新規消防団員の確保に向けて住民の幅広い層から団員を確保するため、消防団員募集ポスター等を作成し、消防団への憧れ意識を持たせ、幼年消防クラブ及び少年消防クラブの消防演習への参加、消防体験学習、消防フェスティバルを実施し参加する子どもをはじめとする地域住民・事業所の消防団への理解を深め、消防団の強化を図ります。	継続	○	○	○
5	消防団拠点施設事業	小鎚地区、金澤地区の消防団員数が減少傾向にあることを考慮し、令和2年度から令和3年度にかけて、分団内の編成、建設場所の選定、建物の規模及び用途を消防団員、住民、役場関係課で協議します。 令和4年度から、建設に向け設計等を進めて行います。	新規	○	○	○

## 第2節 良質な自然環境の保全と環境衛生の向上

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	環境衛生事業	大槌川及び小槌川の河川水を毎年科学的に調査分析し、経年的変化を記録することにより、環境の変化を把握し、環境保全の一助とします。	継続	○	○	○
2	3R推進事業	住民、事業者、行政が協働して、ごみ減量化と3Rの推進に取り組むとともにごみの適正処理に努めます。	継続	○	○	○
3	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	リサイクルセンターを新設し、令和元年度より供用を開始するとともに、旧リサイクルセンター（旧清掃事業所）の解体を行い、令和2年度にはその跡地に保管貯蔵施設を建設することにより、3R推進に向けた施設が一体となって完成し、町のリサイクルの拠点施設となり、循環型社会の形成に寄与します。	継続	○	○	○
4	斎場整備事業	既存火葬場は、告別室や収骨室が狭いなど町民のニーズに十分に答えられない現状であるため、将来の維持管理も考慮した、衛生的かつ機能的な斎場を整備します。	継続	○	○	

## 第3節 快適な住環境の実現

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	東日本大震災特別家賃低減事業	災害公営住宅の入居者の中で、特に所得が低い方に対し、家賃負担を更に軽減します。	継続	○	○	○
2	災害公営住宅家賃低廉化事業	災害公営住宅入居者に入居する場合、入居者の家賃負担を軽減します。	継続	○	○	○
3	交通安全対策事業	町民が交通安全対策に対する意識を高め、交通安全関係機関と連携しながら、交通事故の無い環境を創ります。 警察機関及び交通安全推進機関等との緊密な連携を図り、交通安全指導等を行い、交通事故の防止に努めます。 車両等の安全な通行を確保するため、カーブミラーの設置・管理を実施します。	継続	○	○	○

4	防犯体制強化事業（社会福祉総務事業）	生活安全対策に対する意識を高め、自主的な安全活動から犯罪のない環境を創るため、警察や防犯協会等と連携し、効果的なPRを実施します。	継続	○	○	○
5	消費者生活対策事業	釜石市に消費生活センターを設置し、当町から釜石市へ委託することにより、町民からの消費生活相談を実施します。 消費者金融等による消費者債務の整理、消費者被害の救済、消費者訴訟の提起等に要する資金又は生活の再建に要する資金を必要としている方に対し、消費者信用生活協同組合が窓口となり資金を融資します。	継続	○	○	○
6	携帯電話等エリア整備事業	町内の居住地域において無線通信事業者が携帯電話等の無線通信機器に必要な設備を整備しない地域があり、町が必要な設備を整備し、携帯電話等の無線通信機器を利用できるようにすることで情報通信環境の格差解消を図ります。	継続	○	○	○
7	光ファイバー加入促進事業	大槌町 IRU エリア(※)において光ファイバーインターネット回線を新規に引き込む際に生じる初期費用において、民間事業者が回線を敷設するエリアとの格差解消を図るため、初期費用の一部を町が補助します。 (※) 民間事業者が光ファイバーを敷設しておらず、町が光ファイバーを敷設し民間事業者に貸与することで光ファイバーインターネットサービスを提供している地域のことです。	継続	○	○	○
8	地域情報通信基盤施設整備事業	地上デジタル放送が受信できない地域(TV 難視聴エリア)やインターネット用の光ファイバー設備を事業者が整備しない地域(IRU エリア)を対象に、そうしたサービスを楽しむことができる地域との情報通信格差解消のため CATV やインターネット用の光ファイバーを整備し維持管理するものです。	継続	○	○	○
9	水道施設耐震化事業	今後想定される地震に対応するため、現在布設されている老朽水道管を耐震管に更新する事業を行います。	継続	○	○	○
10	水道未普及地区対策事業（飲料水）	水道未普及地域（上水道給水区域外）の住民が安定的に自家水を得るために井戸掘り、地下水汲み上げポンプの設置や沢水を貯めるタンク設置など自家水等の整備にかかる費用に対し、補助金を交付し、飲料水の確保を図ります。	継続	○	○	○

11	公共下水道事業	公共下水道事業計画区域内の污水管渠整備の着実な実施と、浄化センターにおける汚水処理の適正化を図ると共に、施設の長寿命化修繕計画の策定を行います。また、復興事業の進捗に併せた污水管渠整備を行い、町民の生活環境水準の向上を図ると共に水洗化率の促進を促す事により、河川及び海岸保全施設等、水環境の保全を図ります。	継続	○	○	○
12	漁業集落排水処理事業	漁業集落排水施設区域内の雨水排水路整備を復興事業として実施します、また、漁業集落排水処理施設における汚水処理の適正化を図るとともに、施設の機能強化（長寿命化）計画の策定を行います。 水洗化率の向上を推進することにより水環境の保全を図ります。	継続	○	○	○
13	浄化槽設置整備事業	公共下水道事業計画区域及び漁業集落排水処理事業計画区域を除いた町内全域、また、公共下水道による管渠施設整備が当分の間見込まれない公共下水道計画区域内（事業計画区域外）の住宅等を対象として、浄化槽設置費用の一部を助成します。 浄化槽の設置を推進し、町民の生活環境水準の向上を図ることにより、河川及び海岸保全施設等、水環境の保全を図ります。	継続	○	○	○

#### 第4節 利便性の高い交通ネットワークの整備

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）ほか	日常管理による補修のほか、橋梁については社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）を活用し、効率的かつ経済的な整備・補修を行い、重大事故を予防するよう努めます。	継続	○	○	○
2	社会資本整備総合交付金事業（復興枠）ほか	社会資本整備総合交付金事業・町単独事業による、町道の新設及び改良を行うもの。	継続	○	○	○
3	町道交付金事業【D-1】	復興交付金事業による道路整備を行うもの。	継続	○	○	○
4	大槌町復興交付金事業【効果促進】	効果促進事業により町道の整備、舗装修繕、橋梁の整備を行うもの。	継続	○	○	○

5	三陸鉄道利用促進事業	岩手県三陸鉄道強化促進協議会の活動を通して、三陸鉄道の運休再開及び利用促進を図ります。	継続	○	○	○
6	大槌町民バス運行事業	地域の公共交通ニーズを把握し、関係機関との協議を行いながら、仮設住宅や住宅再建に合わせた形で路線バスを運行します。また、公共交通の実態調査や住宅、公共施設や商業施設等の地理情報の分析を基に、復興後のまちの形に合わせた持続可能な公共交通体系を確立します。	継続	○	○	○

## (5) 第5章 将来を見据えた持続可能なまちづくり

### 第1節 協働による地域・まちづくりの推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	協働地域づくり推進事業	協働による地域・まちづくりの取組方針を検討・策定します。地域巡回や話し合いを通じて地域の実情を住民・団体と共に正確に把握し共有します。住民主体の地域運営の方策を住民と共に検討し、各般の取組を継続的に実施します。	新規	○	○	○
2	コミュニティ形成支援事業	地域のキーパーソンとの連携による地域のお困りごとの解決支援や、自治会・町内会のほか多様な地域づくり団体の情報共有・意見交換の機会の確保に取り組みます。また、地域住民によるコミュニティ活動費用を助成するなど、住民と行政が協働して地域の課題解決に主体的に取り組む「地域の協働性」の向上を図ります。	継続	○	○	○
3	コミュニティ助成事業	一般財団法人自治総合センターの助成事業を財源として、自治会・町内会等のコミュニティ活動や自主防災活動などに必要な備品整備や活動経費を補助します。	継続	○	○	○
4	ふるさとづくり協働推進事業	自治会・町内会等による地域づくり事業や従来の行政サービスを代替する取組に対して補助します。	継続	○	○	○
5	おおつち移住・定住推進事業	当町への移住・定住促進を図るため、「暮らしの場」「しごとの場」としての魅力向上を図るほか、交流・関係人口に向けた情報発信やUIターン者の受入環境の充実を推進します。	継続	○	○	○

6	広聴広報事業	広報おおつちを毎月発行し、町内全世帯へ配布します。 ホームページ等を活用し、町内外へ向け広報を行います。	継続	○	○	○
7	行政連絡員設置事業	住民と行政とのパイプ役として行政連絡員を設置し、広報おおつちなど行政文書を全戸配布いたします。	継続	○	○	○
8	議会活動事業 (議会報発行事業)	議会活動、主に議会での審議内容、一般質問について、広く町民に知らせます。また、議会の広報として、議会の活動を町民にお知らせし、議会への関心や、議会活動への参加の契機付けを図ります。	継続	○	○	○
9	男女共同参画事業	大槌町男女共同参画プラン「おもいやりおおつちプラン」の成果と課題を考慮し、東日本大震災の影響を踏まえ、まちの現状に沿った新たな計画の策定等について検討します。また、男女共同参画の啓発活動を積極的に進め、地域リーダーの育成を図るとともに、町民と行政が一体となった男女共同参画社会の推進に取り組みます。	継続	○	○	○

## 第2節 健全な財政運営の推進

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	財政運営健全化事業	実質比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等の各種財政指標の算定及び分析を行います。固定資産台帳整備により資産を把握するとともに、統一的な基準による財務書類等の作成による財政分析を行います。	継続	○	○	○
2	財産管理費	固定資産台帳を整備し、町有財産の把握・管理に努めます。 また、健全な財政運営と資産管理のため、普通財産等の活用・売却等に努めます。	継続	○	○	○
3	ふるさと納税特産品贈呈事業	ふるさと納税推進会議を開催し、活動方針や寄附の使い道の決定、特産品の審査を実施する。また、新しい特産品の掘り起し、事業者研修会の開催、寄附者の税金控除等に必要手続きの対応、寄附ポータルサイトの管理、事業者への発注指示等を大槌町観光交流協会へ事務委託をしている。	継続	○	○	○

4	税込確保事業	「広報おおつち」を通じて町税の納期限を周知し、納期限内の自主納付を促進するために、口座振替の利用拡大に努めます。滞納者には差押等の滞納処分を執行し、納期内納税者との公平性を保ち、納税意識を醸成し自主財源を安定的に確保することを目指します。	継続	○	○	○
---	--------	---	----	---	---	---

### 第3節 成果を重視した行政運営の構築

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	大槌町地方創生総合戦略推進事業	人口減少、少子・高齢社会に対応するため、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成28年度より人口の自然減、社会減及び交流人口拡大に対する横断的な施策を展開しています。	継続	○		
2	国土調査事業	国土調査法に基づく調査を実施し、地籍の明確化を図るため、地域の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的として実施する。	継続	○	○	○
3	職員能力開発研修事業	各階層毎に必要なとされる能力の強化を行うため、職員研修を実施するものです。	継続	○	○	○
4	庁内情報基盤整備事業	住民サービスに不可欠な庁内の情報システムを適正に維持し運用します。法制度の変更にともなうシステム改修やサイバーセキュリティ対策のため必要な対策を行います。また、システム更新時期にあわせて新たな情報技術を検討し事務効率の向上を図ります。	継続	○	○	○
5	釜石・大槌定住自立圏構想推進事業	釜石大槌定住自立圏共生ビジョンに掲げる取り組みを相互に役割を分担して連携・共同・補完し合う取り組みを着実に推進します。	継続	○	○	○

## (6) 第6章 未来につなげる着実な復興まちづくり

### 第1節 事業者の本設再建と産業の再生

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	安渡地区津波復興拠点整備事業	災害危険区域の土地の一部を産業用地として整備することで企業の再建や新規立地を促進し、産業の再生・雇用の促進を図ります。	継続	○		
2	【再掲】雇用マッチング支援事業	釜石公共職業安定所等と連携し、地域産業の実状に即したより安定的で長期的な仕事につなげるための就労支援を実施します。	継続	○	○	○

## 第2節 支え合い誰もが暮らし続けられる地域社会づくり

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	東北地方太平洋沖地震災害弔慰金支給事業	災害弔慰金の支給等の法律に基づき、災害による死亡者の遺族に対して弔慰金を支給します。	継続	○	○	
2	災害障害見舞金支給事業	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が生じた場合の見舞金を支給します。	継続	○	○	
3	被災住宅債務利子補給事業	被災した住宅の新築、増改築または改修、既往住宅の債務の利子相当額を補助します。	継続	○		
4	被災住宅補修等補助金支給事業	生活再建支援制度や応急処理を受けない一部損壊及び半壊の被災住宅補修工事、耐震改修、バリアフリー改修、県産材使用改修工事にかかる経費に対して補助します。	継続	○		
5	被災宅地復旧補助金支給事業	被災宅地の法面保護工事、排水施設設置工事、地盤補強及び整地工事、擁壁の設置及び補強工事に係る経費に対して補助します。	継続	○		
6	岩手県生活再建住宅支援事業	被災者が住宅を新築する際に、バリアフリー対応や県産材使用にかかる経費に対して補助します。	継続	○		
7	岩手県被災者住宅再建支援事業	自宅が全壊（半壊、解体を含む。）した被災者が、住宅を建築又は購入する費用に対して補助します。	継続	○		
8	大槌町被災者独自支援事業	国・県による住宅再建支援制度に対し、町独自の上乘せ・枠外補助を行います。	継続	○		

## 第3節 未来の大槌人の育成／文化の再生と知の継承

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	郷土財活用湧水エリア整備事業	防災集団移転事業により買収した移転元地の有効活用を図るとともに、鎮魂の森と隣接した区域に古くから生活資源として活用されてきた湧水や貴重種イトヨに象徴される多様性に富んだ自然環境に配慮したエリアとして整備します。	継続	○		

2	運動施設整備事業	集移転元に整備された既設の仮設グラウンドを活用することで仮設設備と移転元地の有効活用を図るとともに、公式競技が可能な野球場及びサッカー場として整備します。	継続	○		
3	忘れない3.11事業	東日本大震災津波により亡くなった方々を追悼するため、議員や各町内の委員会等の長、一般町民の方々へご案内し、式を開催します。	継続	○	○	○
4	【再掲】 スクールカウンセラー等活用事業	スクールソーシャルワーカーを各学園に派遣し、必要な支援へつなげます。 学校・地域・関係機関が連携して支援できる体制を構築します。	継続	○	○	○
5	【再掲】 放課後等学習支援活動事業	学校や家庭ではない放課後の居場所で、主体性のある豊かな学び・体験を通し、これからの時代を主体的に生きる力を育みます。	継続	○	○	○
6	【再掲】 子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	学校支援地域コーディネーターを配置し、ふるさと科を中心に幅広い地域住民や企業・団体等が学校教育活動に参画することで、子供たちの成長を支え地域を創生する地域学校協働活動の推進を図ります。	継続	○	○	○

#### 第4節 魅力ある持続可能なまちづくり／地域資源をとしての風景の再生

No	事業名称	概要	分類	期間		
				2020	2021	2022
1	情報通信基盤災害復旧事業	平成20年に策定した地域情報化計画に基づき、町内のテレビ難視聴地域及びブロードバンドゼロ地域を解消するため整備した情報通信基盤設備が東日本大震災で被災し流失したことから、平成23年度から情報通信基盤災害復旧事業を実施し、設備を復旧しているところである。また、高台移転等により、光ファイバー網の設計変更・幹線追加や各戸への引込工事が必要であり、復旧と認められる場合は本事業で実施します。	継続	○		
2	区画整理地内住宅建設支援金事業	土地区画整理事業区域内における住宅建設に係る費用に対して補助します。	継続	○		
3	区画整理地内用地取得補助金事業	空き地バンク制度を利用して、住宅建設のための宅地の取得に係る費用に対して補助します。	継続	○		